

福井市資源物及び廃棄物（ごみ） 処理基本計画 （後期版）

（平成26（2014）年度 — 令和10（2028）年度）

「おとましい」を「行動」へ

令和6年3月改訂

福井市

「おとましい」(もったいない)を全国各地の方言で言うと？



目次

はじめに	1
第1章 計画の背景	3
第1節 計画の位置づけ	5
第2節 改訂の背景等	6
第3節 計画期間	7
第2章 廃棄物処理等の現状	9
第1節 廃棄物処理等の現状	11
第1項 廃棄物（ごみ）の分別	
第2項 排出量の推移	
第3項 家庭系廃棄物等の組成	
第2節 収集・運搬等の現状	16
第1項 家庭系廃棄物等の収集・運搬	
第2項 事業系廃棄物等の収集・運搬	
第3項 集団回収及び拠点回収	
第3節 中間処理の現状	18
第1項 資源物	
第2項 可燃廃棄物	
第3項 不燃廃棄物	
第4項 処理困難物	
第4節 資源物の再商品化及び廃棄物の最終処分の現状	23
第1項 資源物の再商品化	
第2項 廃棄物の最終処分	
第5節 廃棄物等の処理経費	25
第1項 処理経費の内訳	
第2項 ごみ処理手数料	
第3項 資源化による収入	
第6節 中期期間の基本目標等の状況	28
第1項 基本目標の達成状況	
第2項 進捗管理指標の達成状況	
第3項 具体的な取組みの進捗状況	
第7節 本市廃棄物を取り巻く課題	35
第1項 中期期間の課題への対応状況	
第2項 後期期間に向けた課題	

第3章 資源物及び廃棄物処理基本計画	39
第1節 廃棄物処理の変遷	41
第1項 これまでの流れ	
第2項 今後の廃棄物処理の方向性	
第2節 計画収集人口	43
第3節 総排出量の推計	44
第4節 基本計画理念	46
第5節 基本目標及び進捗管理指標	47
第1項 基本目標	
第2項 進捗管理指標	
第6節 取組の方向性	50
第7節 具体的な取組	52
第8節 今後の処理体制	56
第1項 収集・運搬及びその他回収	
第2項 中間処理	
第3項 再商品化及び最終処分	
第4章 重点取組事項	61
第1節 廃棄物処理施設	63
第1項 中間処理施設	
第2項 最終処分施設	
第2節 超高齢社会への対応	65
第1項 超高齢社会における廃棄物行政の本市の現状と課題	
第2項 今後の方向性	
第3節 廃棄物処理手数料	67
第1項 廃棄物処理手数料に係る本市の現状と課題	
第2項 今後の方向性	
第4節 プラスチック資源の循環促進	69
第1項 本市の現状と課題	
第2項 今後の方向性	
第5章 食品ロスの削減	71
第1節 食品ロスの現状	73
第1項 食品ロスとは	
第2項 国、県の動向	
第3項 本市の現状	
第4項 発生要因、課題	
第2節 食品ロス削減計画	77
第1項 方向性	
第2項 基本理念及び目標の設定	
第3項 各主体の役割	
第4項 食品ロス削減に向けた取組	

はじめに

本市では、平成 26 年 2 月に、平成 26 年度を初年度とする 15 年間の長期計画として「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

この基本計画では、地球環境に配慮した「発生抑制、資源としての活用」を目指し、市民・事業者・行政が主体となって、「3 R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】）、再生利用【リサイクル】」に優先して取り組むこととしています。

本計画では、15 年の計画期間を前期（平成 26 年度から 30 年度まで）、中期（令和元年度から 5 年度まで）、後期（令和 6 年度から 10 年度まで）の 3 期に分け、それぞれの期間ごとに取組を検討するとともに、基本目標などの数値についても各期の進捗を踏まえて見直すこととしています。

こうしたなか、中期期間については、基本目標である「市民 1 人 1 日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」の令和 5 年度目標を、令和 4 年度に前倒しで達成するなど順調な進捗がみられました。

また、中期期間においては、解決された課題がある一方で、高齢化の進展やプラスチック資源の循環促進等、社会状況に伴う新たな課題も見えてきています。

そこで、本計画は 15 年間の長期計画であること、3 R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】）の推進に引きつづき取り組んでいくことから、本計画の基本理念である『「おとましい」を「行動」へ』を引き続き踏襲します。

また、その実行に向けた基本目標については、今後 5 年間の新たな目標を定めるとともに、基本目標の達成に向けた具体的な施策・事業についても見直します。

こうした取組みを市民、事業者、行政が連携して進めることにより、ごみの排出量を削減するとともに地域環境の保持を目指します。

第 1 章 計画の背景

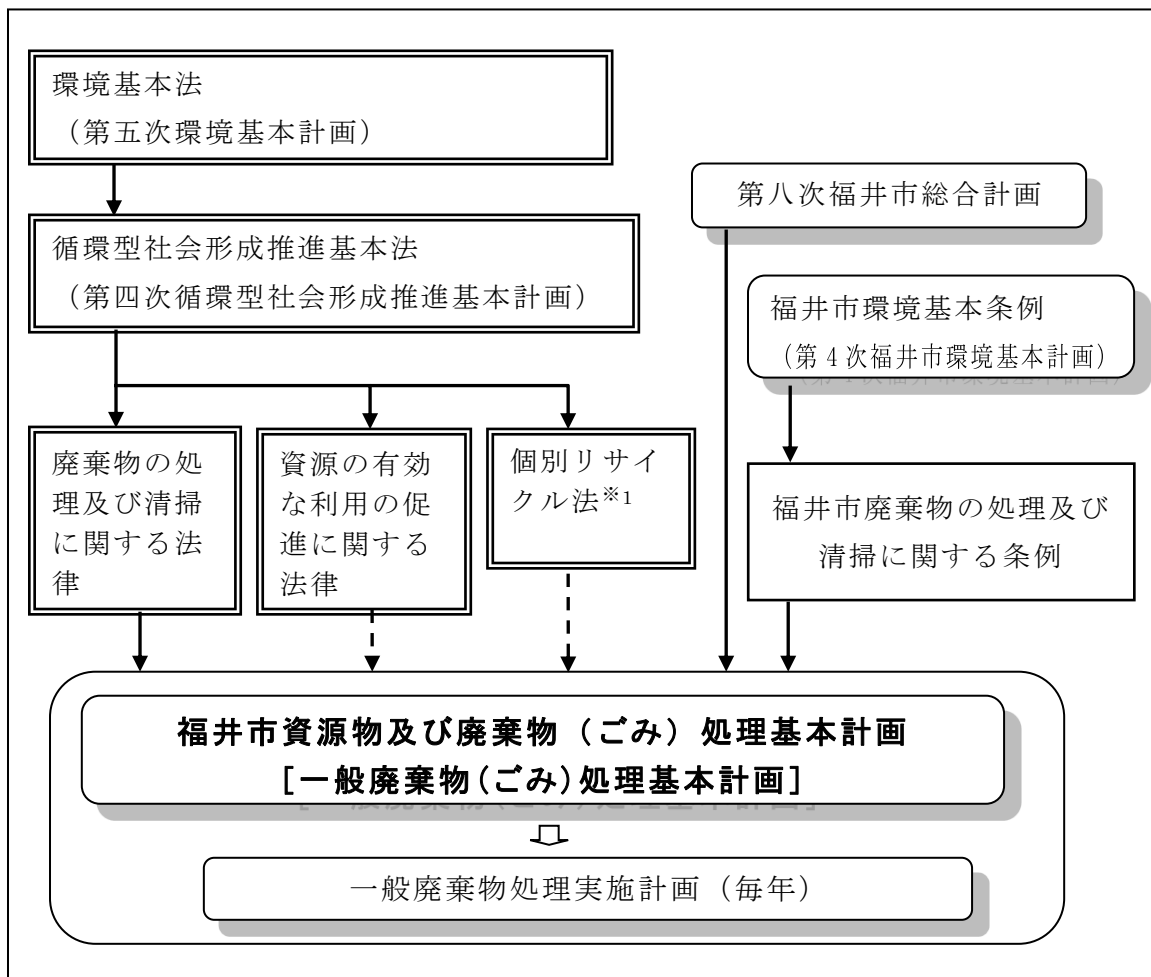
- 第 1 節 計画の位置づけ
- 第 2 節 改訂の背景等
- 第 3 節 計画期間

第1節 計画の位置づけ

この福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定するものです。

また、本計画は、国の環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画、福井県廃棄物処理計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合を図ることで、本市のごみ処理の方向性を定める基本方針となるものです。

図 1.1 資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ



※1 個別リサイクル法（略称）：容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

第2節 改訂の背景等

国は、平成30年4月「第五次環境基本計画」を策定しました。日本が目指すべき環境政策の基本的方向性として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、「環境・生命文明社会」の実現を挙げています。

そして、同年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、国が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めることとしています。

また、令和元年5月に、マイクロプラスチックなどによる海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定、同年10月に、食料の多くを輸入に依存している我が国の国民運動として食品ロスに取り組むため「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行、令和4年4月に、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのあらゆる主体における資源循環の取組を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、循環型社会形成に向けた新たな取組が進められています。

一方、本市では、平成26年2月に「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、『「おとましい」を「行動」へ』を基本理念として、「廃棄物の「発生抑制、資源としての活用」」を第一に取組を進めてきました。この計画で基本目標として設定した「1人1日あたりのごみの排出量」は、近年の新型コロナウイルスの感染拡大で人々の暮らしや経済に大きな影響が生じた中でも徐々に減少し、令和5年度の目標値を令和4年度で達成したところです。また、本市の中間処理施設については、「新ごみ処理施設整備基本構想」、「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、現在整備を進めているところです。

しかしながら、当該計画の後期期間に向けて、新たな基本目標を定める必要があること、令和8年度に予定している新ごみ処理施設の稼働開始にあわせ、本市の新たなごみ処理の考え方について整理する必要があることから、中期計画を見直し、「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期版）」を策定します。

第3節 計画期間

本計画の期間は、平成26年度から令和10年度までの15年とします。
このうち、基本目標については、後期期間の令和10年度を目標年度とします。

計画期間 : 平成26年度 (2014) → 令和10年度 (2028)



出典：ハイムーン工房のホームページより



第2章 廃棄物処理等の現状

- 第1節 廃棄物処理等の現状
- 第2節 収集・運搬等の現状
- 第3節 中間処理の現状
- 第4節 資源物の再商品化及び廃棄物の最終処分の現状
- 第5節 廃棄物等の処理経費
- 第6節 中期期間の基本目標等の状況
- 第7節 本市廃棄物を取り巻く課題

第1節 廃棄物処理等の現状

第1項 廃棄物（ごみ）の分別

本市では、昭和62年2月、最終処分量の減量を図るため、「ごみ収集基本方針」を定め、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」及び「粗大ごみ」の3分別収集から、新たに資源物（びん、缶）の分別収集を開始しました。以後、順次資源物の回収品目を追加し、現在は表2.1に定める分別区分とし、各回収方式により回収しています。

表2.1 分別区分及び回収方法

分別区分		回収方式	ステーション収集※ ²	集団回収※ ³	拠点回収※ ⁴
資源物	プラスチック製容器包装		○（委託）		○
	缶		○（直営及び委託）		○
	びん		○（委託）		○
	ペットボトル		○（委託）		○
	ダンボール・紙製容器		○（委託）		○
	紙パック		○（委託）	○	○
	小型家電等				○
	乾電池		○（委託）		○
	スプレー缶		○（委託）		
	蛍光灯		○（委託）		○
	新聞紙、雑誌、雑がみ			○	○
廃棄物	燃やせるごみ		○（直営及び委託）		
	燃やせないごみ※ ⁵		○（委託）		
	粗大ごみ （燃やせる、燃やせない）		○（市、申込制）		

※2 ステーション収集とは、自治会や共同住宅管理者が設置する集積所（ステーション）から、市の処理責務により収集する方式。なお、地区により収集日、収集物が異なる。

※3 集団回収とは、子ども会育成会、PTA、自治会等自らが、地域や家庭から直接回収する方式。なお、市が別に指定する資源物（新聞紙・雑誌・雑がみ・紙パック）については、奨励金を交付。

※4 拠点回収とは、市民が資源物を収集曜日以外に排出できるよう設置した市の回収場所及び市が設置を認めた2カ所の民間事業者集積場所（愛称「わけるば」）。

※5 福井・美山区域は、プラスチック製容器包装以外のプラスチックは燃やせないごみ。

第2項 排出量の推移

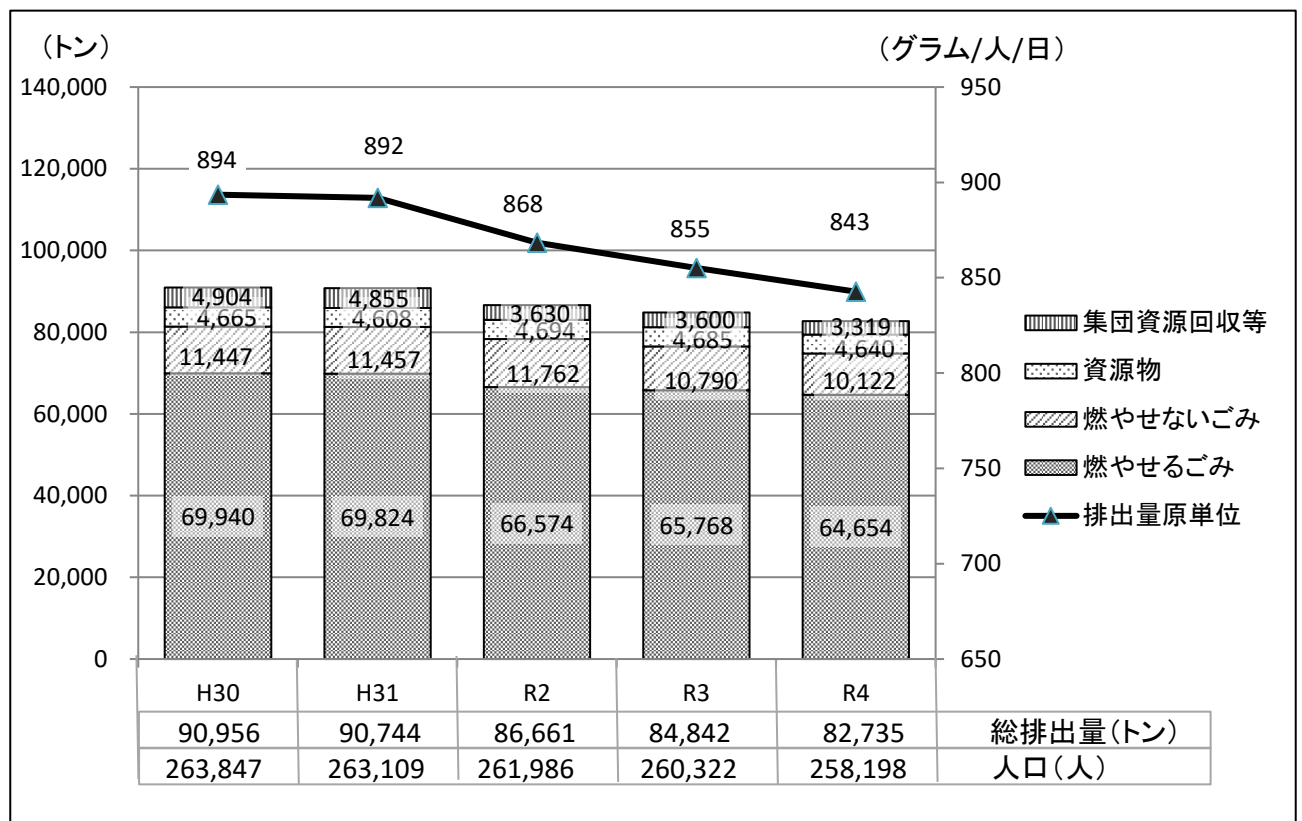
平成30年度以降の四区分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、集団資源回収等）排出量は、図2.1のとおりで、平成30年度から毎年度減少しており、平成30年度90,956トン、令和4年度82,735トンとなっています。

区分別では、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は、平成30年度81,387トンから減少しており、令和4年度は、74,776トンです。

「資源物」及び「集団資源回収等」の排出量は、平成30年度の9,569トンと比較して減少し、令和4年度7,959トンです。

また、排出量原単位（市民1人1日当たりのごみ排出量）は、平成30年度の894グラムから51グラム減少し、令和4年度は843グラムでした。

図2.1 四区分別廃棄物等の排出量の推移

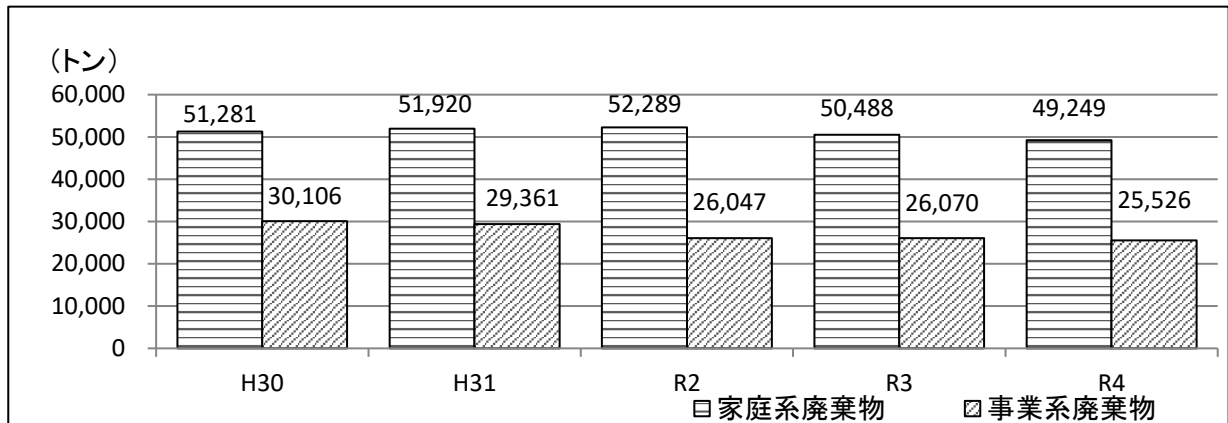


※1 トン未満は四捨五入しているため、合計の数値と一致しない場合がある。

家庭系廃棄物及び事業系廃棄物別の排出量は、図 2.2 のとおりで、家庭系廃棄物は、平成 30 年度の 51,281 トンと比較し 4.0%減少し、令和 4 年度に 49,249 トンとなりました。

一方、事業系廃棄物は、平成 30 年度の 30,106 トンと比較し、15.2%減少し、令和 4 年度 25,526 トンとなったものの、令和 2 年度に大きく減少して以降は小幅な減少にとどまっています。

図 2.2 家庭系及び事業系廃棄物の排出量の推移



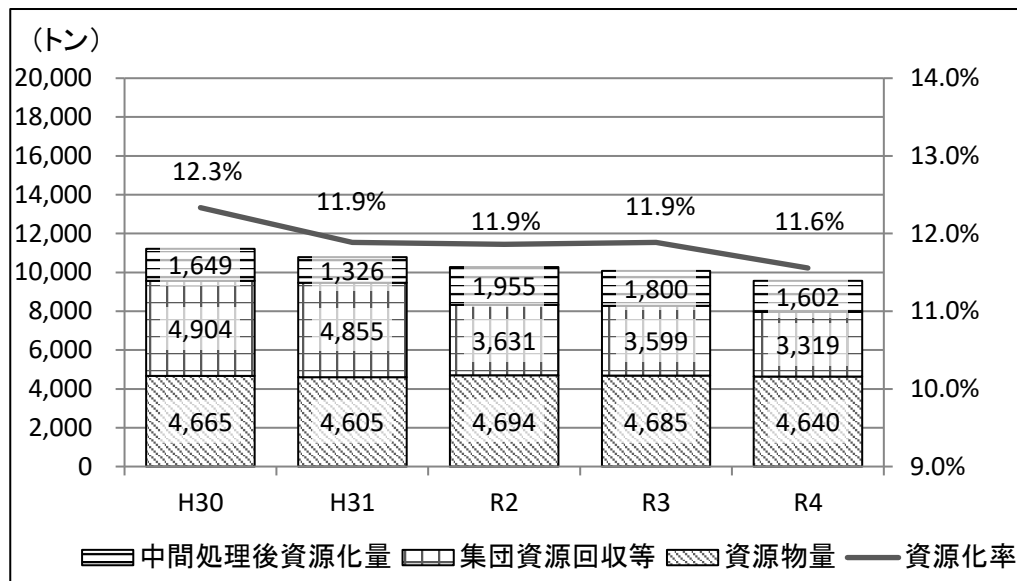
また、資源物排出量については、図 2.3 のとおりで、平成 30 年度の 4,665 トンと比較し 0.5%減少し、令和 4 年度は 4,640 トンとなっています。

資源化率^{※6}は平成 30 年度の 12.3%に対し、令和 4 年度は 0.7 ポイント減の 11.6%となり、減少傾向にあります。

次に、集団資源回収等については、平成 30 年度の 4,904 トンと比較して 32.3%減少し、令和 4 年度は 3,319 トンと大きく減少しています。

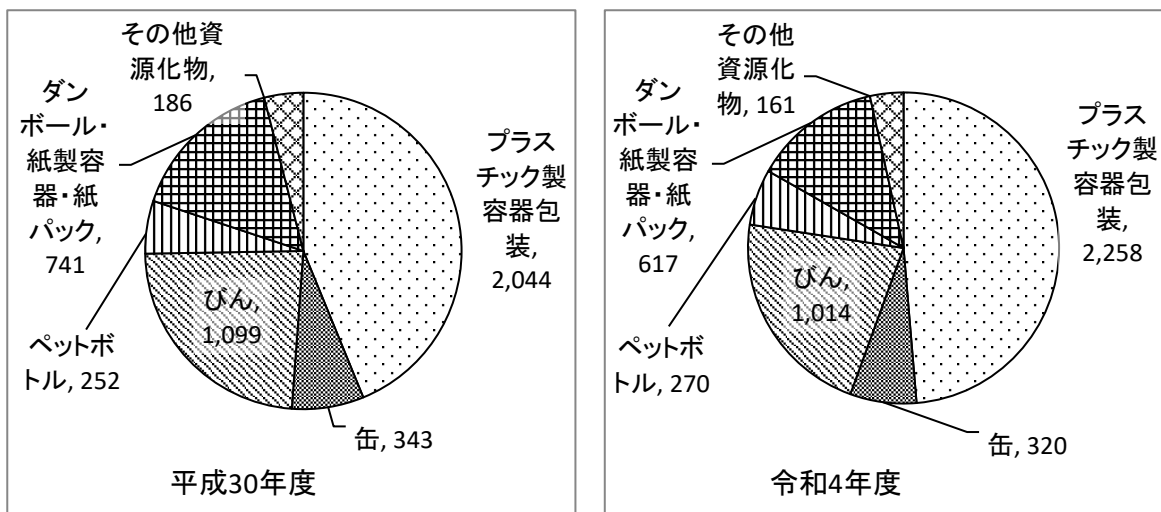
※6 資源化率＝資源物総量÷総ごみ排出量

図 2.3 資源物排出量等の推移



資源物の主な内訳は図 2.4 のとおりです。令和 4 年度は「プラスチック製容器包装」が約 49%、「びん」が約 22%、「ダンボール・紙製容器・紙パック」が約 13%で、以下、「缶」、「ペットボトル」、「その他資源化物」の順になっています。

図 2.4 資源物の内訳 (単位：トン)



第3項 家庭系廃棄物等の組成

本市が令和4年度に行った家庭系廃棄物の排出物調査^{※7}結果は、図2.5のとおりで、燃やせるごみについては、食品廃棄物が29.6%と最も多く、次に「リサイクル可能な古紙」24.4%、「リサイクル不可能な紙類」21.6%で、この3種類で約75%を占めています。また、「資源物」である「プラスチック製容器包装」が2.2%含まれていたことから、「リサイクル可能な古紙」と合わせ、「燃やせるごみ」の中に「資源物」が26.6%含まれていました。

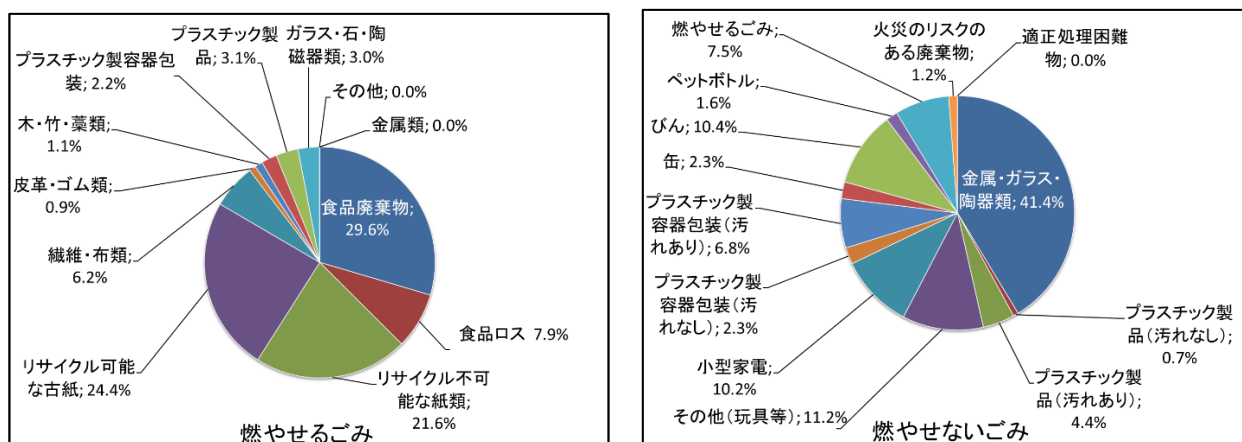
一方、「燃やせないごみ」については、「金属・ガラス・陶器類」が41.4%と最も多く、次に「その他（玩具等）」11.2%、「びん」10.4%、以下、「小型家電」、「燃やせるごみ」、「プラスチック製容器包装（汚れあり）」、「プラスチック製容器包装（汚れなし）」の順でした。また、「資源物」である「プラスチック製容器包装（汚れなし）」、「びん」、「缶」、「ペットボトル」、「小型家電」が26.8%含まれる一方、「燃やせるごみ」も7.5%含まれていました。

さらに、事業系指定袋ではなく家庭系指定袋で排出されたと思われる事業所ごみも散見されたところです。

この調査結果をもとに、家庭系廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ）に占める資源物の排出量を推計すると、「燃やせるごみ」（40,709トン）に約10,829トン、「燃やせないごみ」（8,541トン）に約2,289トン含まれていたこととなります。

※7 ごみステーションに排出された「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の中から、地域を考慮しつつ、各100袋を抜き出し、ごみの排出種類別に調査を実施。

図2.5 家庭系廃棄物排出物調査（令和4年度）



第2節 収集・運搬等の現状

第1項 家庭系廃棄物等の収集・運搬

家庭系廃棄物等については、市が適切に処理を行う責務があることから、表2.2の分別区分ごとに収集・運搬を行っています。なお、「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品の分別区分は区域により異なり、福井・美山区域では「燃やせないごみ」、越廼・清水区域では「燃やせるごみ」となっています。

表 2.2 家庭系廃棄物収集・運搬体制

分別区分		収集回数 ^{※8}		収集運搬の形態
		福井・美山	越廼・清水	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回		委託
	缶	月2回		直営及び委託
	びん	月1回		委託
	ペットボトル	月1回		委託
	ダンボール・紙製容器、紙パック	月1回		委託
	乾電池	月1回		委託
	スプレー缶	月2回		委託
	蛍光灯	年6回	月1回	委託
廃棄物	燃やせるごみ	週2回		直営及び委託
	燃やせないごみ	月2回		委託

※8 地域、季節により一部例外あり。

第2項 事業系廃棄物等の収集・運搬

事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法第3条の規定により、排出者自らが適正に処理しなければならないことから、本市内事業者は、次のいずれかの方法で処理する必要があります。

- ①事業者自らが、適正に処理する（自ら処理）
- ②事業者自らが、市の処理施設や許可施設に持ち込む
- ③事業者自らが、市の許可を受けた業者に収集運搬を委託する
- ④少量排出事業者（月250キログラム以下）は、ごみ集積所設置自治会等の同意のもと、市が指定する事業系指定袋を使用し排出する

なお、自ら処理が困難な事業者の廃棄物を適切に処理するため、適正な収集・運搬の能力がある者に、事業系一般廃棄物の収集・運搬の許可を行っています。

第3項 集団回収及び拠点回収

資源物については、市が集積所から収集していますが、その他に、「新聞紙・雑誌・雑がみ」及び「紙パック」については、集団資源回収を実施するとともに、資源物をいつでも気軽に排出可能である「わけるば」での拠点回収や、市有施設での古紙類や小型家電の回収を実施しています。



第3節 中間処理の現状

第1項 資源物

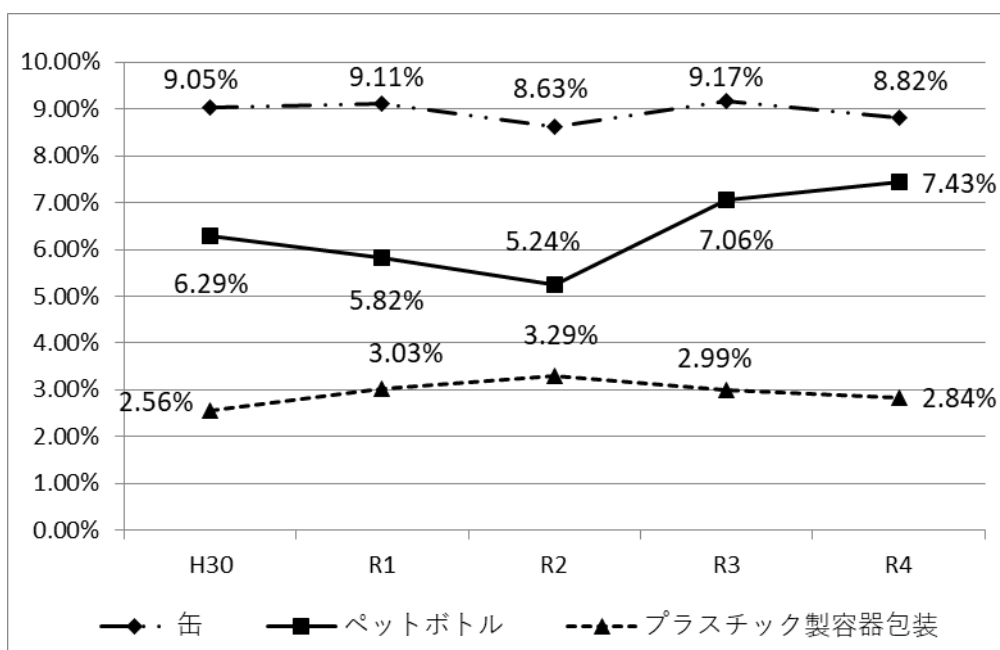
家庭系廃棄物のうち、資源物として分別回収を行っている「ダンボール・紙製容器」及び「紙パック」については福井市古紙等リサイクル協同組合施設で、「プラスチック製容器包装」、「缶」、「ペットボトル」、「びん」及び「乾電池」については民間処理施設で中間処理（選別及び保管）を行い、資源として再活用することで最終処分量の減少に取り組んでいます（表 2.3 参照）。

表 2.3 資源化施設の概要

処理対象物	ダンボール・紙製容器、紙パック	プラスチック製容器包装、缶、ペットボトル、びん、乾電池
対象区域	市全区域	
施設名	福井市古紙等リサイクル協同組合施設	民間施設
所在地	市内4カ所	福井市二日市町
開設年月	平成15年4月 (びん及び乾電池は平成26年4月から)	

なお、収集資源物を中間処理することにより除去された不純物の割合（以下「残渣率」という。）は、図 2.6 のとおりです。「プラスチック製容器包装」は、2～3%前後で推移する一方、「缶」は9%前後、「ペットボトル」は6～7%前後で推移しています。

図 2.6 資源物の残渣率



また、事業所が排出する一般廃棄物のうち、その他資源物については、市焼却施設等での処理を抑制し資源として循環させるため、民間事業者に対し個別に中間処理の許可を行っています（表2.4）。

表2.4 許可事業者毎のその他資源物における中間処理方法と処理能力

中間処理を行う 資源物の種類	処理方法	能力（稼働時間）
(許可業者A) 食品廃棄物	発酵	4.8t/日(24h)
(許可業者B) 木くず、草	破砕	8.0t/日(8h)
(許可業者C) 木くず、草	破砕	木くず：7.84m ³ /日(8h) 草：80m ³ /日(8h)
(許可業者D) 木くず	破砕	488.2t/日(24h)
(許可業者E) 木くず	破砕	160.0t/日(8h)
(許可業者F) ①缶、瓶、ペットボトル ②プラスチック	①選別、圧縮 ②破砕・選別・ 圧縮、破砕・熔融 固化	①缶、瓶、ペットボトル 50.1t/日(24h) ②プラスチック 100.8t/日(24h)
(許可業者G) プラスチック製容器包装	破砕・固形燃料化	74.4t/日(8h)
(許可業者H) ペットボトル	破砕	4.5t/日(24h)
(許可業者I) ペットボトル	圧縮	52.48t/日(8h)
(許可業者J) ペットボトル	圧縮	60.4t/日(8h)
(許可業者K) ペットボトル	破砕	560t/日(8h)
(許可業者L) コンクリート、アスファルト、金属くず	破砕	1,040t/日(8h)
(許可業者M) コンクリート、コンクリートブロック、 瓦、レンガ	破砕	520t/日(8h)

第2項 可燃廃棄物

可燃廃棄物（燃やせるごみ）のうち、福井・美山区域の「燃やせるごみ」については福井市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）で、越廼・清水区域の「燃やせるごみ等」については、鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター（以下「鯖江クリーンセンター」という。）で焼却処理を行っています（表 2.5 参照）。

また、クリーンセンターでは、焼却時に発生する熱を利用して、場内の電気を発電するとともに、空調や融雪、近隣の運動施設への余熱の供給等に有効に活用しています。

表 2.5 可燃廃棄物焼却処理施設の概要

施設名	クリーンセンター	鯖江クリーンセンター	
所在地	福井市寮町	鯖江市西番町	
処理対象物	燃やせるごみ（粗大ごみを含む）	燃やせるごみ（粗大ごみを含む） 及び不燃ごみに含まれる可燃残渣	
対象区域	福井・美山区域	越廼・清水区域	
設置者	福井市	鯖江広域衛生施設組合	
敷地面積	14,100 m ²	22,300 m ² （不燃ごみ施設を含む）	
建物面積	5,124 m ²	3,304 m ²	
竣工年月	平成3年3月	昭和61年4月	
公称能力	345 t / 24h（115 t × 3 基）	120 t / 16h（60 t × 2 基）	
集塵装置	バグフィルター 乾式有害ガス除去装置	バグフィルター 乾式有害ガス除去装置	
処理方式	全連続燃焼式流動床炉	准連続燃焼式旋回流型流動床炉	
余熱利用	発電	蒸気タービン発電機（1,600kW） 小型発電機（100kW）	—
	その他	施設内冷暖房、融雪 東山健康運動公園温水プール	—

なお、各処理施設の処理実績は、表 2.6 のとおりです。

表 2.6 焼却処理実績

年度		H30	R1	R2	R3	R4
クリーンセンター	処理量(t)	67,611	68,009	65,011	63,459	62,607
鯖江クリーンセンター	処理量 ^{※9} (t)	2,448	2,430	2,391	2,328	2,278
計		70,059	70,439	67,402	65,787	64,885

※9 福井市（越廼・清水区域）按分量

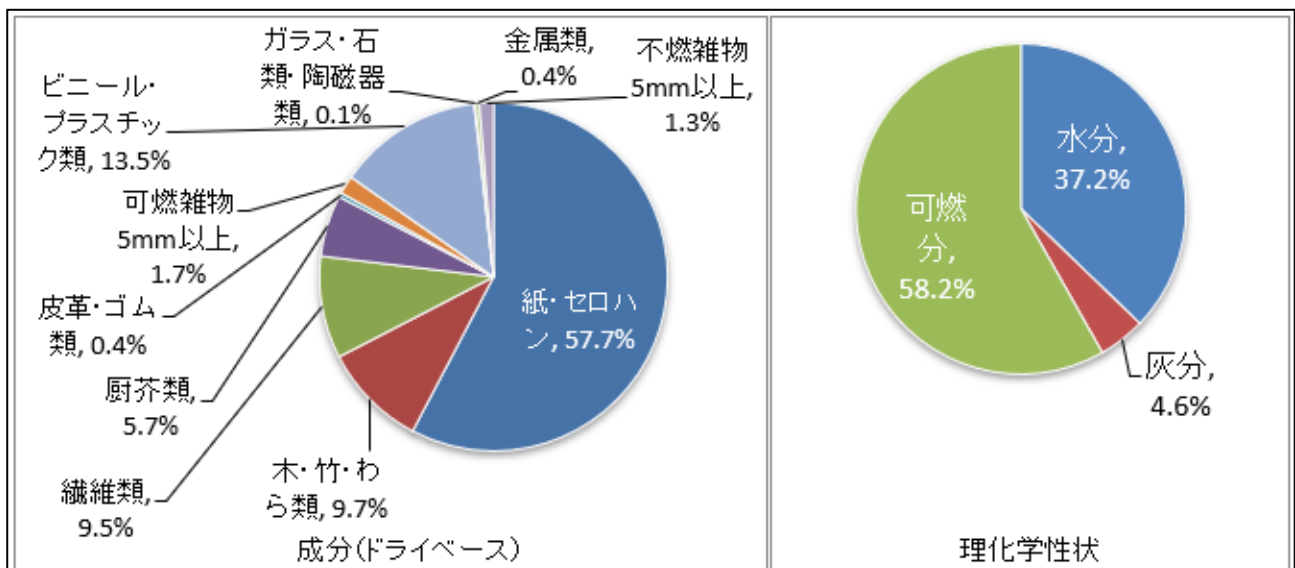
また、クリーンセンターに搬入される全ての可燃廃棄物のごみ質（成分）は表 2.7 及び図 2.7 のとおりです。ごみの重量から、水分を取り除いたドライベースで、令和4年度は紙・セロハンが 57.7%程度を占めており、次いでビニール・プラスチック類が 13.5%となっております。また、ごみ中の水分量は、37.2%となっております。

表 2.7 可燃廃棄物のごみ質（クリーンセンター）

年度		H30	R1	R2	R3	R4
成分(ドライベース)	紙・セロハン	46.9%	43.9%	49.1%	56.6%	57.7%
	木・竹・わら類	6.3%	7.5%	9.4%	5.1%	9.7%
	繊維類	17.3%	13.9%	9.6%	9.8%	9.5%
	厨芥類	7.0%	7.3%	11.2%	9.1%	5.7%
	皮革・ゴム類	0.3%	0.1%	0.6%	0.8%	0.4%
	可燃雑物 5mm 以上	6.2%	7.2%	3.9%	1.0%	1.7%
	ビニール・プラスチック類	12.4%	15.2%	14.2%	11.7%	13.5%
	ガラス・石類・陶磁器類	0.4%	0.3%	0.2%	2.2%	0.1%
	金属類	0.4%	0.9%	0.2%	1.3%	0.4%
	不燃雑物 5mm 以上	2.8%	3.7%	1.6%	2.3%	1.3%
理化学性状	見かけ比重	0.18	0.18	0.13	0.16	0.14
	水分	47.3%	50.9%	46.1%	40.5%	37.2%
	灰分	4.4%	4.9%	5.0%	7.4%	4.6%
	可燃分	48.3%	44.2%	48.9%	52.1%	58.2%
	推定低位発熱量	7,993kJ/kg	7,127kJ/kg	8,067kJ/kg	8,808kJ/kg	10,008kJ/kg
	熱灼減量	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.15%

注：0.1%未満は四捨五入しているため、合計の数値の一致しない場合がある。

図 2.7 可燃廃棄物のごみ質（クリーンセンター、令和4年度）



第3項 不燃廃棄物

不燃廃棄物（燃やせないごみ）のうち、福井・美山区域の「燃やせないごみ」については、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター（以下「広域圏清掃センター」という。）で、また越廼・清水区域の「燃やせないごみ」については、鯖江クリーンセンターで破碎・選別処理をしています（表 2.8 参照）。

両施設とも、破碎後選別された金属類については、資源として回収し、プラスチック類を含む可燃残渣物については、同施設の焼却施設で焼却を行っています。

表 2.8 不燃廃棄物処理施設の概要

施設名	広域圏清掃センター粗大ごみ処理施設	鯖江クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所在地	あわら市笹岡	鯖江市西番町
処理対象物	燃やせないごみ（粗大ごみを含む）	燃やせないごみ（粗大ごみを含む）
対象区域	福井・美山区域	越廼・清水区域
設置者	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	鯖江広域衛生施設組合
敷地面積	20,200 m ² （焼却施設を含む）	22,300 m ² （焼却施設を含む）
建物面積	14,243 m ² （焼却施設を含む）	2,533 m ²
竣工年月	平成7年9月	平成5年4月
公称能力	90 t / 5 h（1基）	50 t / 5 h（1基）
集塵装置	バグフィルター・サイクロン	バグフィルター・サイクロン
処理方式	破碎・選別	破碎・選別

なお、各処理施設での処理実績は、表 2.9 のとおりです。

表 2.9 破碎処理実績

年度		H30	R1	R2	R3	R4
広域圏清掃センター	処理量(t)	10,787	10,808	11,044	10,119	9,467
鯖江クリーンセンター	処理量 ^{※9} (t)	459	453	490	421	448
計		11,246	11,261	11,534	10,540	9,915

※9 福井市（越廼・清水区域）按分量

第4項 処理困難物

市や各組合施設で処理が困難な廃棄物（以下「処理困難物」という。）については、原則、製造事業者、販売店での回収としていますが、併せて市内民間処理施設で中間処理が行えるよう許可を行っています（表 2.10 参照）。

表 2.10 中間処理における処理困難物の処理（許可事業者）

主な処理困難物	処理方法
ガラス、瓦、コンクリート、廃塗料等	破碎、焼却

第4節 資源物の再商品化及び廃棄物の最終処分の現状

第1項 資源物の再商品化

市民が分別排出した資源物は、各中間処理施設で選別等の中間処理が行われた後、新たな資源として再商品化事業者へ搬入されています（表 2.11 参照）。

表 2.11 分別区分別再商品化の流れ

分別区分		再商品化事業者	リサイクル商品の例
プラスチック製容器包装		公益社団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック製パレット、擬木等
びん	カレット	民間事業者	再生路盤材等
			びん、再生路盤材等
	生きびん ^{※10}		ビールびん・1升びん（再使用）
ペットボトル		福井市鉄源リサイクル協同組合	作業服、ポリエステル綿
古紙類			ダンボール、再生紙、トイレットペーパー
缶			缶、鋳物、その他金属製品

※10 ビールびんや1升びんなど、そのまま再使用可能なびん。

第2項 廃棄物の最終処分

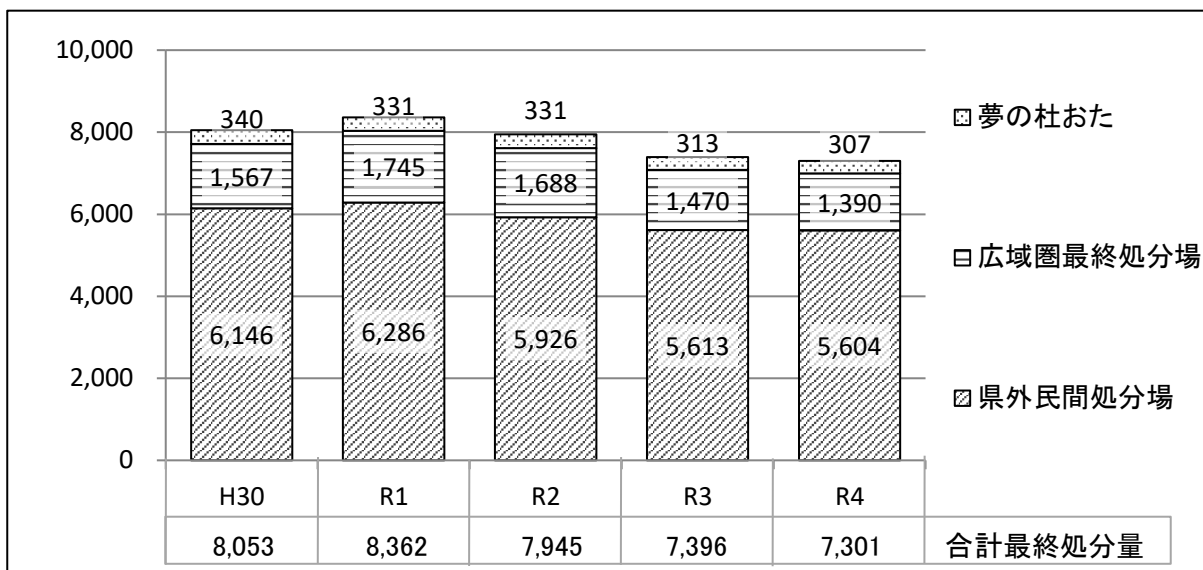
各処理施設で焼却や破砕された後に残った廃棄物や、各処理施設の稼働により排出する灰等は、焼却灰及び不燃物残渣として、県外民間処分場、福井坂井地区広域市町村圏事務組合最終処分場（以下「広域圏最終処分場」という。）及び鯖江広域衛生施設組合夢の杜おた（以下「夢の杜おた」という。）に搬出しています（表 2.12 参照）。

表 2.12 搬出施設別最終処分施設の概要

搬出施設名	クリーンセンター	広域圏清掃センター	鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	燃やせるごみ、燃やせないごみの残渣、生成物
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場 （自区域内）	夢の杜おた （自区域内）
埋立面積	41,866 m ²	41,300 m ²	19,400 m ²
埋立容積	929,000 m ³	231,000 m ³	116,800 m ³
竣工年月	平成 21 年 12 月	平成 11 年 3 月	平成 7 年 3 月
埋立開始	平成 22 年 2 月	平成 11 年 4 月	平成 14 年 4 月
浸出水処理方式	生物学的脱窒法、凝集沈殿法、砂ろ過活性炭吸着法	カルシウム除去処理 生物処理	生物処理、砂ろ過、消毒

また、これらの搬出実績は図 2.8 に示すとおりで、最近 5 年間は概ね 7,000～8,000 トン程度となっています。

図 2.8 最終処分量の推移（福井市）



なお、処理困難物については、原則、製造事業者、販売店での回収としていますが、併せて市内民間処理施設で最終処分が行えるよう許可を行っています。

表 2.13 最終処分における処理困難物の許可

主な処理困難物の処理	処理方法
焼却灰、ばいじん、汚泥、不燃物等	埋立



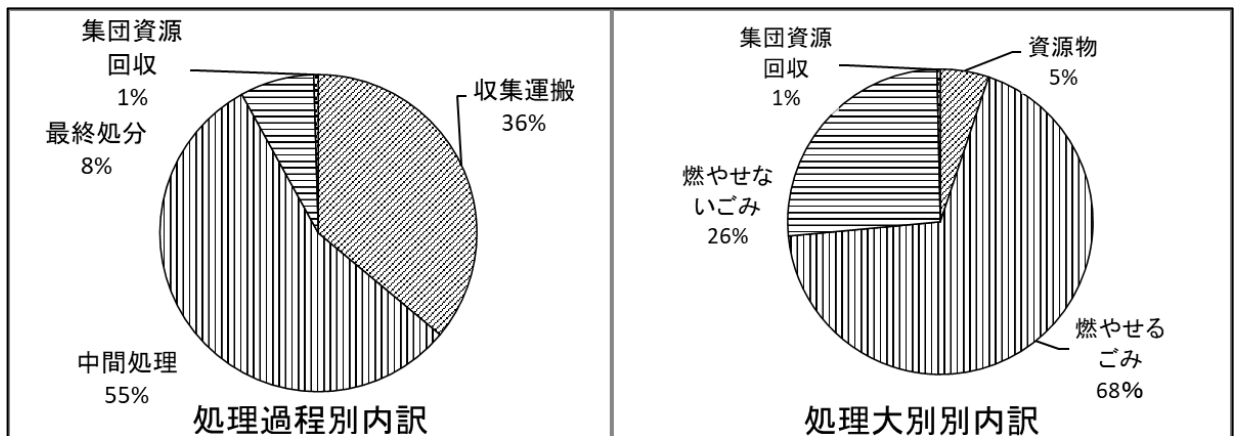
第5節 廃棄物等の処理経費

第1項 処理経費の内訳

令和4年度の清掃費決算額は、37億4,520万円で、主な内訳は、
 24億2,769万円 廃棄物等の収集・運搬及び処理費用
 1億965万円 環境美化や事務経費、その他経費
 12億786万円 処理施設の修繕工事費用や新ごみ処理施設整備に要する経費
 です。

また、廃棄物等の収集・運搬及び処理に要した費用^{※11}（ランニングコスト）を、処理過程や主な分別区分ごとに示したものは、図2.9のとおりです。

図2.9 廃棄物収集・運搬及び処理費用の内訳



※11 建設費及び大規模改修費などの費用は含まない。



第2項 ごみ処理手数料

ごみステーションに排出される家庭系廃棄物については、行政経費の中で収集・運搬を行っていますが、クリーンセンター等に粗大ごみを持込む市民や、一時的に家庭系廃棄物を多量に持込む市民には、処理経費の一部を負担いただいています。また、事業者は自ら廃棄物を処理する責務があることから、本市等の施設への廃棄物の搬入に際しては手数料を徴収しています。それらの手数料の内訳は表 2.14 のとおりです。

表 2.14 一般廃棄物処理手数料（福井市）

種別	持込又は 許可業者委託	事業系 指定袋排出	備考
令和4年度 徴収額	142,115 千円	32,210 千円	事業系は事業者が自ら搬入するか許可業者に委託する場合、及び事業系指定袋によりごみステーションに排出する。

なお、本市、県内各施設、金沢市及び富山市での持込み手数料は表 2.15 のとおりです。

表 2.15 県内中間処理施設（可燃系）持込み手数料（条例抜粋）

	家庭系	事業系	備考
福井市	22 円/10kg [※]	44 円/10kg	※50kg 以下は無料
福井坂井地区	55 円/10kg	110 円/10kg	あわら市、坂井市、永平寺町
大野・勝山地区	42 円/10kg [※]	84 円/10kg	大野市、勝山市※20 kg 未満は無料
鯖江広域	58 円/10kg（税抜）		鯖江市、越前町
南越清掃	60 円/10kg		越前市、池田町、南越前町
敦賀市	100 円/50kg（～350kg） 200 円/50kg（350kg～）	200 円/50kg	埋立ごみ以外
若狭広域	20 円/10 kg [※]	100 円/10 kg	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町 ※広域施設移行の影響を踏まえ経過措置期間中
美浜町	100 円/50kg		若狭町三方地域分も処理
金沢市	220 円/20kg		20kg まで。以降 110 円/10kg 毎
富山市	燃やせるごみ 180 円/10kg（広域圏） 燃やせないごみ 110 円/10kg		事業系の燃やせないごみは受入不可

【令和6年2月現在】

第3項 資源化による収入

中間処理（選別）された資源物については、新たな原料として表 2.11 リサイクル事業者へ売却を行い、令和4年度の収入は、65,223 千円でした。なお、収入の内訳は表 2.16 のとおりです。

表 2.16 資源物売却収入の内訳

資源物の種類	収入額（千円）
缶	41,770
びん	498
ペットボトル	16,322
ダンボール等	6,633



第6節 中期期間の基本目標等の状況

第1項 基本目標の達成状況

中期期間（令和元年度から令和5年度まで）においては、基本目標について「市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」を令和5年度「850グラム」としました。「市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」の中期期間の数値については、表2.17のとおりです。

排出量は順調に減少しており、令和4年度において、5年度の目標値である850グラムを達成しています。

表2.17 市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量

年度	基準	実績（グラム）					目標値
	H24	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量	958	894	892	868	855	843	850



第2項 進捗管理指標の達成状況

中期期間（令和元年度から令和5年度まで）では、基本計画の確実な推進を図るため、進捗管理指標と令和5年度時点における達成水準を設定しました。また、中期期間では、前期期間で廃棄物の「適正処理」を第一としてきた考え方から、廃棄物の「発生抑制、資源としての活用」に変えることとしました。進捗管理指標と令和5年度の達成水準について、中期期間の数値については、表2.18のとおりです。

表2.18 進捗管理指標及び達成水準

管理指標	考え方	算出方法・項目	現状	達成水準	実績
			H29	R5	R4
①啓発説明会の開催数	市等による啓発活動の普及状況	市及び環境美化地区推進員が実施する啓発説明会の開催数	19回	40回	21回
②市民1人1日あたりの家庭系廃棄物（ごみ）排出量	家庭系ごみのリデュースの推進状況	家庭系燃やせるごみ及び燃やせないごみの量÷人口÷年度日数	531グラム	500グラム	523グラム
③家庭系排出物調査における資源物の混入率	分別意識の把握	燃やせるごみへの資源物混入率	23.2%	21%	26.6%
		燃やせないごみへの資源物混入率	27.0%	25%	27.0%
④資源物回収拠点の数	マテリアルリサイクル推進状況	自主回収の場地点数	71カ所	100カ所	71カ所
		資源物回収協力店数	5カ所		5カ所
		市有施設回収拠点数	6カ所		6カ所
⑤資源物の総量	マテリアルリサイクルの状況	資源物総量＝資源物量＋中間処理後資源化量＋集団資源回収量	11,127トン	13,000トン	9,561トン
⑥事業所への分別・減量化個別指導件数	事業系ごみの適正排出に向けた市の啓発活動の状況	事業所への個別指導訪問件数	36事業所	50事業所	86事業所
⑦事業系廃棄物（ごみ）排出量	事業系ごみのリデュースの推進状況	事業系燃やせるごみ及び燃やせないごみの量÷人口÷年度日数	322グラム	300グラム	271グラム
⑧最終処分量	リデュース等取組状況の把握	各施設最終処分量の合計	8,181トン	7,700トン	7,397トン

第3項 具体的な取組の進捗状況

中期期間（令和元年度から令和5年度まで）では、課題の解決に向け、8つの取組を推進することとしてきました。中期期間の具体的な取組については、表2.19のとおりです。

中期期間における取組状況については、家庭系ごみ及び事業系ごみに係る意識啓発や周知については、毎年度継続して取組を行いました。特に民間事業所との連携による新たな取組として、フードドライブや食品ロス月間での啓発活動を展開しました。資源物の分別排出できる機会の提供については、小型家電の拠点回収を実施するとともに、クリーンセンターに新たな「わけるば」を設置しました。

また、家庭系ごみ及び事業系ごみの処理手数料は、社会状況の変動やごみの1人1日あたり排出量の推移を把握するとともに、他市町村の状況等を調査し、今後の見直しに向けて取り組んでいます。




事業系可燃廃棄物の排出抑制については、ふくい^④エコ事業所や多量排出事業所への指導などの制度の活用を図るとともに、古紙等リサイクル協同組合と連携したりサイクルの呼びかけなど事業者への働きかけを行い、事業系ごみの減量や再資源化の促進を図りました。

分別品目及び区分については、令和8年度の新ごみ処理施設（焼却施設）の稼働に合わせ、令和4年度に施行されたプラスチックの循環促進に関する法律を踏まえて検討を行っています。また、広域処理体制の検討については、組合と情報共有を図りながら今後のあり方について検討を行っています。

新ごみ処理施設（焼却施設）については、令和8年度の稼働開始に向け、新ごみ処理施設整備基本計画を策定し、設計及び工事を進めています。さらに、最終処分場については、現在搬入している県外の民間最終処分場の運営事業者に、今後の受入可能期間を調査し、当面の安定的な受入れを確認するとともに、将来的な自区域内での最終処分場の整備について引き続き情報の収集に努めています。


具体的な取組については、後期期間の新たな基本目標の達成に向けて再度検討と見直しを行います。

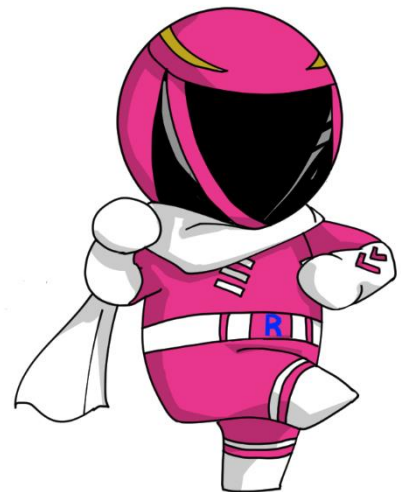
表 2.19 具体的な取組の進捗状況

施策	取組期間			中期期間 (R1~R5) の取組					
	前期	中期	後期	具体的な取組	取組時期				
	H26 ~ H30	R1 ~ R5	R6 ~ R10		R1	R2	R3	R4	R5
① 市民が2Rに取り組むための意識啓発及び排出知識の周知並びに排出抑制に向けた手数料の見直しの検討									
■ 地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報				・市職員、NPO等による学習会の開催	○	○	○	○	○
				・施設学習会の開催	○	○	○	○	○
				・環境美化地区推進との連携による分別排出等の啓発	○	○	○	○	○
				・市政広報等による廃棄物の減量や2Rの取組事例の提供	○	○	○	○	○
				・廃棄物減量等推進会議を開催	○	○	○	○	○
■ 市民・事業者への啓発・働きかけの実施				・市民が簡単にできる減量行動の周知（食品の3キリ（「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」）、草の土きり、木・枝等の乾燥後排出、買い物袋持参、簡易包装商品の選択、壊れたものの部品交換や修理による再活用など）	○	○	○	○	○
				・容器包装簡素化、レジ袋無料配布の中止等の小売店事業者への働きかけ	○	○	○	○	○
				・部品交換や修理体制の整備等の事業者への働きかけ	○	○	○	○	○
				・リユース（リサイクル）ショップマップ等の作成	○	○	○	○	○
				・市民、事業所が取り組んでいるエコ活動の広報	○	○	○	○	○
				・市民、事業者への適正排出の広報	○	○	○	○	○
				・指定（ごみ）袋有料化の検討	○	○	○	○	○
■ 家庭系廃棄物手数料の見直し				・持込手数料及び粗大廃棄物の手数料の改訂	○	○	○	○	○

施策	取組期間			中期期間 (R1～R5) の取組					
	前期	中期	後期	具体的な取組	取組時期				
	H26 ～ H30	R1 ～ R5	R6 ～ R10		R1	R2	R3	R4	R5
② 資源物を分別排出できる機会の提供									
■ 新たな資源物回収拠点の検討				・ 新たな回収拠点及び回収対象物の検討・実施	○	○	○	○	○
				・ 市有施設回収拠点の設置の検討・実施	○	○	○	○	○
■ 古紙類の分別排出の推進				・ 集団資源回収実施の広報	○	○	○	○	○
				・ 店頭回収（古紙業者や小売店等が実施）の場の広報	○	○	○	○	○
■ 新たな分別区分の導入等の検討				・ アルミ付紙パック等、生ごみ、枝、葉、草、紙おむつ、食用油			○	○	○
③ 事業者等が排出抑制に取り組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくりの検討									
■ 事業所の3R意識の醸成				・ 多量排出事業所3R推進計画制度の推進	○	○	○	○	○
				・ ふくい ^{♻️} エコ事業所認定制度の推進	○	○	○	○	○
				・ 事業所の3Rに取り組む先進事例の広報	○	○	○	○	○
				・ 資源化を行っている処理事業者の広報（周知）	○	○	○	○	○
				・ 家庭系ごみ袋での搬出防止啓発の実施	○	○	○	○	○
				・ 産業廃棄物混入防止啓発の実施	○	○	○	○	○
■ 事業系廃棄物手数料の見直し				・ 事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し	○	○	○	○	○
④ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制									
■ 事業所排出情報の市への提供				・ 許可業者から市に（多量）排出事業者の廃棄物排出状況の報告	○	○	○	○	○
■ 許可事業者との連携による排出事業所指導				・ 搬入物の監視強化	○	○	○	○	○
				・ クリーンセンター古紙類搬入の制限	○	○	○	○	○
■ 事業系廃棄物手数料の見直し（再掲）				・ 事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し	○	○	○	○	○

施策	取組期間			中期期間（R1～R5）の取組					
	前期	中期	後期	具体的な取組	取組時期				
	H26 ～ H30	R1 ～ R5	R6 ～ R10		R1	R2	R3	R4	R5
⑤市民団体や民間事業者等が取り組む資源化の支援									
■ 新たな資源化に取り組む市民団体の支援				・古紙等集団資源回収の実施	○	○	○	○	○
■ 事業者による資源物店頭回収・自主回収の場の設置促進				・自主回収の場の現状把握	○	○			○
				・新たな自主回収の場の設置促進、働きかけ	○	○	○	○	○
⑥分別品目及び区分と広域処理体制の検討									
■ 広域処理体制の検討				・広域処理体制に係る本市の考え方の整理	○	○	○	○	○
				・広域処理施設の整備又は更新の検討への参画	○	○	○	○	○
				・自区域内不燃性廃棄物処理の検討	○	○	○	○	○
■ 現行分別区分、内容の整理				・燃やせないごみ	○	○	○	○	○
				・その他の資源物	○	○	○	○	○
⑦現有施設の維持管理、新ごみ処理施設の整備及び最終処分場の検討									
■ 現有施設の維持管理				・現焼却施設の維持管理	○	○	○	○	○
				・災害廃棄物処理計画の策定	○	○	○		
■ 新ごみ処理施設の整備				・新ごみ処理施設基本設計の実施	○				
				・新ごみ処理施設の建設			○	○	○
				・新ごみ処理施設等の運営、維持管理（焼却施設の運営・維持管理・避難拠点施設の運営）					

施策	取組期間			中期期間（R1～R5）の取組					
	前期	中期	後期	具体的な取組	取組時期				
	H26 ～ H30	R1 ～ R5	R6 ～ R10		R1	R2	R3	R4	R5
■ 最終処分場設置の検討				・最終処分場構想の策定	○	○	○	○	○
				・最終処分場設置基本計画の策定					
				・最終処分場の建設					



第7節 本市廃棄物を取り巻く課題

第1項 中期期間の課題への対応状況

中期計画では、7つの方向性として定めた取組を進めることで、廃棄物を取り巻く課題を解決することとしています。ここでは、それらの課題について、現在どのような状況となっているかを整理します。

① 家庭系廃棄物の分別徹底と減量化

- ▶ 市民への分別排出の徹底や集団資源回収への排出の啓発が必要
- ▶ 食品の3キリ（「使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」）について、積極的な啓発が必要
- ▶ より効果的で3Rの推進が図られる分別方法と収集体制の在り方について検討が必要

家庭系廃棄物の分別徹底と減量化については、中期期間を通して、市民向けの説明会や広報ふくい、回覧チラシの配布、ホームページやSNSでの情報発信などを行い、分別排出の徹底や集団資源回収の活用、生ごみの水切りなどについて、広報啓発を進めてきました。

中期期間中の家庭系排出物調査における資源物の混入率については、新型コロナの感染拡大で、国や県の警報等により外出が控えられたことにより、拠点回収や店頭回収の場へ出向く機会が減り、結果として家庭ごみに混入されたと考えられ、達成水準に届きませんでした。資源物の総量も、コロナによる行動制限や集団資源回収等の分別排出の機会減少があり、達成水準に届いていません。

今後は、新ごみ処理施設の稼働を見据え、より3Rが促進されるような啓発や収集体制の構築に向け、検討を行う必要があります。

② 事業系廃棄物の減量化・資源化

- ▶ 自らの排出量を把握する取組を進め、特に多量に排出する事業者に対し、排出の見直しの取組を求めます。また、先駆的にごみの減量化に取り組んでいる事業所の取組を広く周知するなど、より多くの事業所にごみの減量化に取り組んでもらうことが必要
- ▶ 廃棄される書類等を適切に資源化するための仕組みづくりが必要

事業系一般廃棄物の減量化・資源化については、概ね年間100トン以上の一般廃棄物を排出する事業所に対し、ごみの減量化・資源化を図るため、福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づき、事業所が行うごみの減量化・資源化の取組について計画書の提出を求めるとともに、必要な指導や助言を行っています。また、事業系一般廃棄物の削減やリサイクルに積極的に取り組む事業所を、「ふくい[㊦]エコ事業所」と

して認定し、その活動を広く他の事業所に広報することで、ごみ削減の取組を推進しています。

これらの取組の結果、事業所への分別・減量化個別指導件数は、令和5年度の達成水準を上回ることができました。今後も事業所のごみの減量化・資源化に繋げる取組の継続が必要です。

③ ごみ処理手数料の見直し

➤ ごみ処理手数料の見直しの検討が必要

ごみ処理手数料の見直しは、ごみの減量、リサイクルの促進、環境負荷の低減に対する市民意識の向上や、排出量に応じた費用負担の公平性の観点から有効な施策の1つです。

そのため、見直しについては引き続き検討していく必要があります。

④ 新たな廃棄物処理施設整備の検討が必要

➤ 今後の新たな焼却施設についての具体的な検討が必要

➤ 今後、本市域内での最終処分について検討が必要

新たな廃棄物処理施設整備については、平成29年3月に「新ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、平成31年2月に施設整備の内容を更に具体化した「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定しました。令和8年度の稼働開始に向け、造成工事、施設建設工事に取り組んでいます。現在稼働中のクリーンセンターについては、本市唯一のごみの焼却施設ですが、老朽化が進んでいるため、新ごみ処理施設の整備については、令和8年度の稼働開始に向け、着実に実施していく必要があります。

一方、本市域内での最終処分については、前述の基本構想で、一般廃棄物は自らの区域内で処理することが原則となっていることや、近年多発している大規模自然災害などの不測の事態を鑑みると本市が最終処分場を所有することは重要であるとしています。

今後も引き続き最終処分場については検討を行う必要があります。

⑤ 災害廃棄物の処理

➤ 災害廃棄物処理計画の策定が必要

災害廃棄物処理計画については、国が平成28年1月に公表した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正により、地方自治体において災害廃棄物処理計画を策定することが明記されました。これを受け、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理することを目的として、令和4年2月に「福井市災害ごみ処理マニュアル（災害廃棄物処理計画）」を策定しました。なお、本マニュアルは、実効性を確保するため令和6年能登半島地震等における社会情勢の変化や技術的見地の進展等を考慮し、必要に応じた見直しを行っていきます。

⑥ 超高齢社会における廃棄物処理

➤ 超高齢社会での廃棄物処理に係る課題に対して新たな取組の検討が必要

本市の高齢化率は、令和4年10月1日現在29.6%となっています（P66図4.2参照）。第2期福井市人口ビジョン・総合戦略の試算によると、令和10年の高齢化率は30%を超え、その後も上昇していくことが見込まれます。高齢化率の上昇に伴い、高齢者のみの世帯が増加するにつれて、家庭からのごみ出しが困難になる状況も考えられます。

環境省では、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていこうとする地方公共団体において、どのようなことに留意して制度設計を行い、持続的に運用していくべきかを検討する際の参考となるよう、また、既に取り組んでいる地方公共団体においても課題の改善や事業の見直しにつながるよう、「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」及び「事例集」を作成しています。

本市においても、高齢化社会における廃棄物処理については、避けることができない課題であり、今後、課題の解決に向けた取組が必要です。

第2項 後期期間に向けた課題

前項では、課題についてこれまでの実施状況や現状を整理しました。そこで、後期期間に向け、本市廃棄物を取り巻く課題について、引き続き課題となるものや、新たに課題として認識されるものについて、整理を行います。

① 家庭系廃棄物の分別徹底と減量化

家庭系廃棄物については、燃やせるごみの中に「リサイクル可能な古紙」、燃やせないごみの中に「びん」、「プラスチック製容器包装」等資源物の混入が見られることから、引き続き、市民への分別排出の徹底や集団資源回収及び店頭回収での排出の啓発が必要です。また、「燃やせるごみ」には食べ残しや賞味期限切れ等の食品ロスを含む多くの食品廃棄物が含まれているとともに、生ごみの水分を減少させるため、食品の3キリ（「使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」）について、積極的に啓発を進めていく必要があります。

なお、令和8年度の新ごみ処理施設稼働に向けた整備に取り組んでいるところですが、より効率的で3Rの推進が図られる分別収集のため、新たな資源物の分別区分の導入と周知啓発の取組が必要です。

② 事業系一般廃棄物の減量化・資源化

事業系一般廃棄物については、事業者が自らの責任により適正に処理する責務があることから、特に多量に排出する事業者に対し、自らの排出量を把握するとともに、排出の削減と適正な処理を進める取組を求めます。また、積極的にごみの削減等に取り組む事業所をふくい◎エコ事業所として認定し、その活動を広く他の事業所へ周知することで、より多くの事業所にごみの削減等に取り組んでもらうことが必要です。

また、事業所が保有する個人情報を含む書類等が燃やせるごみとして排出されていることから、こうした書類等の適切な資源化を促す取組が必要です。

③ごみ処理手数料の見直し

本市のごみ処理手数料は、県内他市に比べ低くなっており、平成8年以降改定を行っていません。

ごみの発生抑制は、環境への負荷を軽減し、持続的な発展が可能な循環型社会の形成に繋がります。ごみ処理手数料の見直しは、ごみ減量化の有効な手段の一つです。環境省の一般廃棄物処理状況調査の結果で全国の都市と比較すると、本市の1人1日あたりごみ排出量は、令和3年度実績で全国平均と等しく、中核市平均より少なくなっています。近年の市民1人1日あたりのごみ排出量は、減少傾向にあります。今後も排出量の推移を注視するとともに、3R推進の取組状況や社会状況を見て、ごみ処理手数料の見直しの検討が必要です。

④新たな廃棄物処理施設整備

平成28年3月に新ごみ処理施設整備基本構想を策定し、平成31年2月に新ごみ処理施設整備基本計画を策定しました。将来にわたり、安全で安定したごみ処理を継続して行うため、令和8年度の稼働開始に向け、新ごみ処理施設整備事業を着実に実施する必要があります。稼働開始後は本施設が安全で災害に強いことや環境学習機能を備え、循環型社会の形成に寄与するものであることを市民に周知していきます。

また、新ごみ処理施設整備基本構想で示したとおり、本市焼却施設からの残渣等の最終処分については、自区域内での廃棄物処理の完結が望ましいことと、災害対応力の向上から、引き続き、本市域内での最終処分について検討が必要です。

⑤収集運搬体制の維持

新ごみ処理施設の稼働に伴い、現在加入している広域圏事務組合の清掃事業での受入れが変更になるため、市民に対する現在のサービスと今後のサービスに大きな差異が生じないようにしていくことが必要です。

また、本市の収集運搬は直営方式と委託方式で実施していますが、今後、人員削減により直営方式を担う人員の減少が見込まれる中、持続可能で安定した廃棄物収集運搬体制を検討することが必要です。

⑥超高齢社会における廃棄物処理

本市の高齢化率は、令和4年10月1日現在29.6%となっています。第2期福井市人口ビジョン・総合戦略の試算によると、令和10年の高齢化率は30%を超え、その後も上昇していくことが見込まれています。そのため、このような超高齢社会に対応した廃棄物の処理について、成人用おむつの処理や自らごみステーションにごみを排出できない市民に対しての支援などの新たな課題があります。超高齢社会に対応したごみ処理体制の支援を進める新たな取組の検討が必要です。

第3章 資源物及び廃棄物処理基本計画

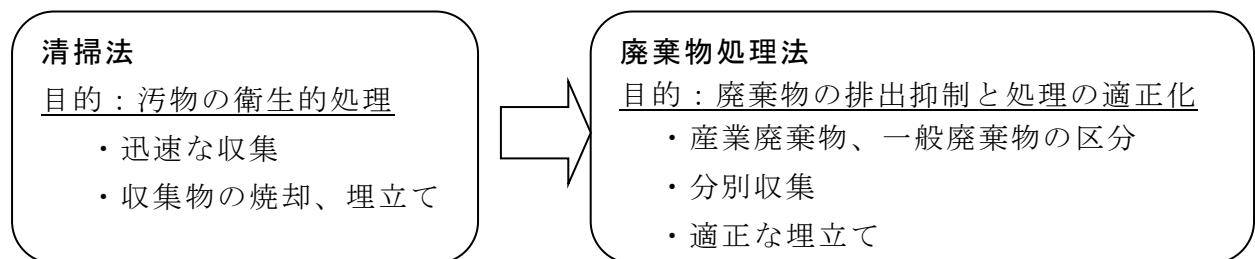
- 第1節 廃棄物処理の変遷
- 第2節 計画収集人口
- 第3節 総排出量の推計
- 第4節 基本計画理念
- 第5節 基本目標及び進捗管理指標
- 第6節 取組の方向性
- 第7節 具体的な取組
- 第8節 今後の処理体制

第1節 廃棄物処理の変遷

第1項 これまでの流れ

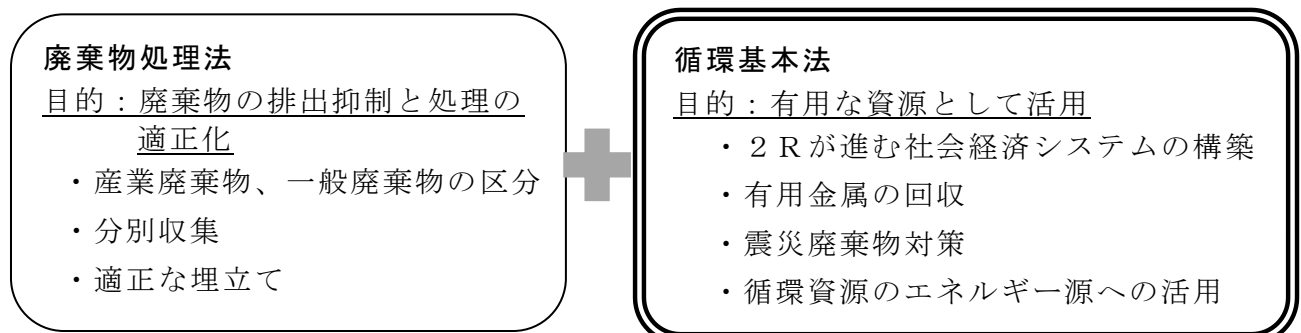
昭和29年に施行された「清掃法」では、「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図る」ことを目的に、「ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿等」の処理を行っていました。しかしながら、昭和20年代後半からの経済の高度成長による、大気汚染や水質悪化といった公害の社会問題化や、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が顕在化してきたことから、「廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る」ことを目的とする廃棄物処理法が、昭和46年に施行されたところです。

この廃棄物処理法の成立により、産業廃棄物については、排出事業者責任による処理体系が確立されましたが、一般廃棄物（主に家庭から排出されるごみ）については、市町村の責任の下、地域の実情に合わせて、迅速な収集と、焼却や埋立てなどを行い、衛生環境を維持することとされました。



その後も経済の発展や家庭消費物の利便化・高質化に伴う家庭からの廃棄物の排出増加により、最終処分場の残余年数の著しい減少が見られたことから、昭和50年代後半より、缶やびんなどの分別排出に取り組む自治体が増加するとともに、新たな焼却技術による焼却灰の減容化に取り組む自治体が現れました。

一方、平成5年、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を目指す環境基本法の施行、また平成12年には、天然資源の消費の抑制と環境への負荷のできる限りの低減を目指す循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）が施行され、廃棄物処理の方向性が、排出物の「適正処理」から、

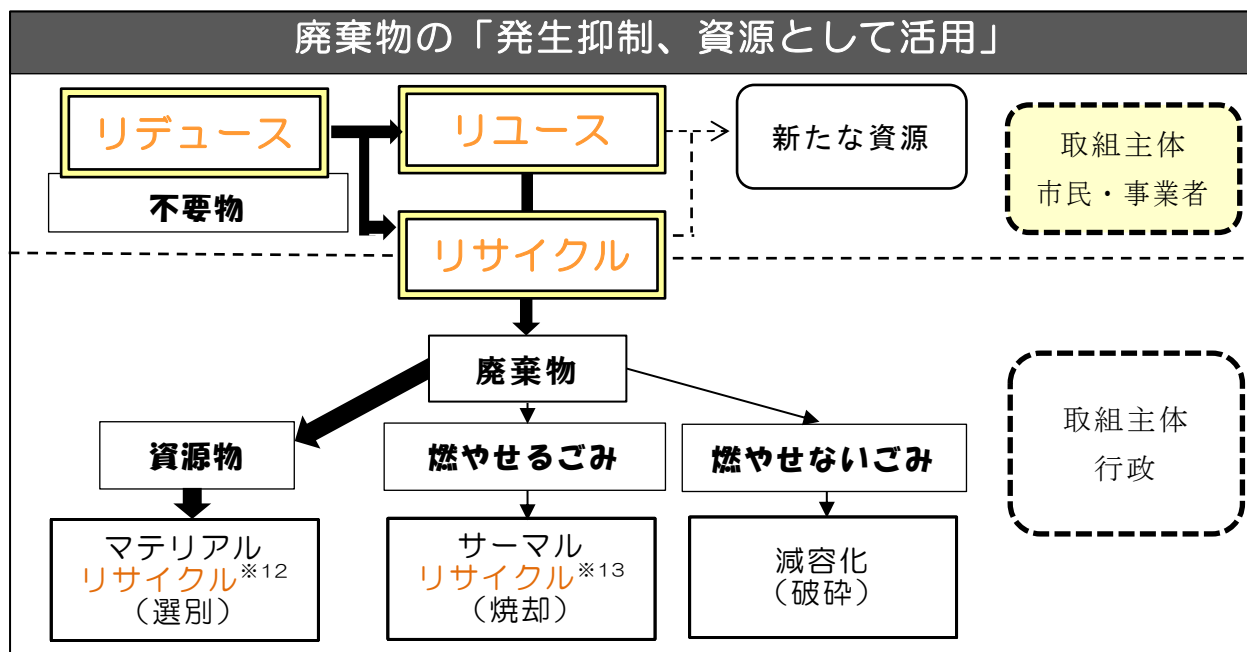


「資源として活用」へと変化するとともに、以後、こうした取組を推進するための関係法令が整備されてきたところです。

第2項 今後の廃棄物処理の方向性

「第2章 第1節 廃棄物処理等の現状」で記載してあるように、中期期間においては、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の排出量は減少傾向にあるところです。しかし、ごみの「資源としての活用」「減量化」をより一層進める必要があることから、現在、行政が主体となって取り組んでいる収集後の再生利用【リサイクル】の取組を拡大し、新たな資源物の収集を図ります。また、引き続き発生抑制【リデュース】の取組や、不要になったものを必要としている人に譲りあうなどの再使用【リユース】の取組を行うことにより、廃棄物の発生を抑制し、ごみとして処分する量の削減を図ります。

更に、本市においては令和元年度より、食品廃棄物及び食品ロス削減のため、フードドライブの実施に取り組んでいるところです。我が国の食品ロスは年間500万トン以上に及び、本市においても燃やせるごみの約8%を占めています。食品ロスの積み重ねが焼却処理時の環境負荷や食品の無駄遣いを招くことから、今後、削減につながる取組の拡大を図ります。



※12 ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

※13 ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用すること。

第2節 計画収集人口

本市では、市内全区域を計画収集区域とし、
「本市（行政区域内）人口＝計画収集人口」 とします。

計画収集人口については、第2期福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（令和2年3月）で推計した将来人口を採用します。

令和22年度の人口を第2期人口ビジョンに基づき242,149人とし、令和5年度の人口256,435人と令和22年度の人口を直線補間し、年間893人減少するものとしています。なお、平成31年度以降の5年毎の推計人口は表3.1のとおりです。

表3.1 5年毎の推計人口

年度	実績（各年度4月）			推計		
	H25年度	H30年度	R5年度	R10年度	R15年度	R20年度
人口	267,509	263,847	256,435	251,971	247,506	242,149



出典：ハイムーン工房のホームページより

第3節 総排出量の推計

ごみ総排出量については、次の推計とします。

- ① 平成25年度から令和4年度の分別区分別排出量原単位（1人1日あたりの排出量）データを基に対数近似式を算出
- ② ①の対数回帰式の R^2 （決定係数）が0.8未満の分別区分については、さらに対数回帰式以外の5種類の近似曲線をそれぞれ検討し、より決定係数が高く現実的な数値を示す近似曲線を選定（表3.2参照）
- ③ ①及び②の近似曲線により、令和5年度から令和20年度の原因単位を算出
- ④ 原因単位に前項の人口予測値を掛け、ごみ排出量を予測

表3.2 分別区分別近似曲線

推計①の結果	分別区分及び種類	近似曲線の種類
対数近似式の R^2 （決定係数）が0.8以上	びん（白、茶、黒、生きびん）、缶（スチール）、プラスチック製容器包装、ダンボール・紙製容器・紙パック（ダンボール、紙製容器）、集団資源回収等（新聞紙、雑誌）、家庭系廃棄物（燃やせるごみ）、	対数近似
対数近似式の R^2 （決定係数）が0.8未満	事業系廃棄物（燃やせないごみ）	直線近似
	ペットボトル、ダンボール・紙製容器・紙パック（紙パック）	指数近似
	びん（青緑）、缶（アルミ）、小型家電、その他資源物（スプレー缶）、その他資源物（蛍光灯）、集団資源回収等（紙パック）、家庭系廃棄物（燃やせないごみ）、事業系廃棄物（燃やせるごみ）	対数近似
	その他資源物（乾電池）	過去5年平均

なお、分別区分別の排出量予測値は、現在の傾向で今後推移したときの廃棄物等の量を推計したもので、表3.3のとおりです。

表 3.3 分別区分別排出量予測値

(トン/年)

		実績値			予測値			
		H25年度 (2013)	H29年度 (2017)	R4年度 (2022)	R10年度 (2028)	R15年度 (2033)	R20年度 (2038)	
家庭系資源物	行政回収	プラスチック製容器包装	1,816	1,968	2,258	2,581	2,912	3,285
		缶	456	351	320	300	287	277
		びん	1,292	1,073	1,014	952	912	880
		ペットボトル	264	226	270	277	291	305
		ダンボール・紙製容器・紙パック	1,030	776	627	551	508	474
		小型家電	-	-	80	73	71	70
		その他資源物	79	68	71	68	65	61
	小計	4,937	4,530	4,640	4,802	5,046	5,352	
集団資源回収等		6,248	5,039	3,319	3,256	2,853	2,465	
家庭系廃棄物	燃やせるごみ (粗大含む)	44,861	42,557	40,709	38,042	37,242	36,437	
	燃やせないごみ (粗大含む)	9,102	8,718	8,541	8,019	7,499	6,927	
	小計	53,963	51,275	49,250	46,061	44,741	43,364	
事業系廃棄物	燃やせるごみ (粗大含む)	31,788	28,880	23,945	19,799	15,859	11,919	
	燃やせないごみ (粗大含む)	2,356	2,268	1,581	1,405	1,200	995	
	小計	34,144	31,148	25,526	21,204	17,059	12,914	
合計		99,293	91,992	82,735	75,323	69,699	64,095	
1人1日あたりのごみ排出量		952	900	843	783	739	694	
1人1日あたりのごみ (資源物を除く)排出量		902	853	793	731	684	634	
人口		267,509	264,906	258,198	251,971	247,506	243,042	

第4節 基本計画理念

第1節第2項の方向性の取組を進めるため、市民や事業者が3R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】）に主体的に取り組めるよう、市は具体的な排出抑制のための取組や、本市の廃棄物の現状を周知・広報するなどの支援に取り組み、廃棄物を資源として最大限活用することとし、本基本計画の理念（テーマ）を次のとおりとします。

「おとましい」を「行動」へ

※「おとましい」とは、福井弁で「もったいない」という意味。

第5節 基本目標及び進捗管理指標

本計画の進捗状況を把握するため、基本目標及び進捗管理指標を設定します。

また、本計画の期間を、前期（平成26年度から平成30年度）、中期（令和元年度から令和5年度）及び後期（令和6年度から令和10年度）に分け、期毎に取組を検討することとし、数値については各期の進捗を踏まえ見直しを行います。

第1項 基本目標

ごみ処理については、ごみの発生量が大きく影響することから、本計画の基本目標を、

「市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」

とします。

また、令和10年度の目標数値は、中期期間に達成した市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量の削減率8%程度の削減を目処とします。

市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量

850グラム → 780グラム (8.2%減)

(令和5年度目標)

(令和10年度目標)

年度ごと達成値

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
808グラム	801グラム	794グラム	787グラム	780グラム

第2項 進捗管理指標

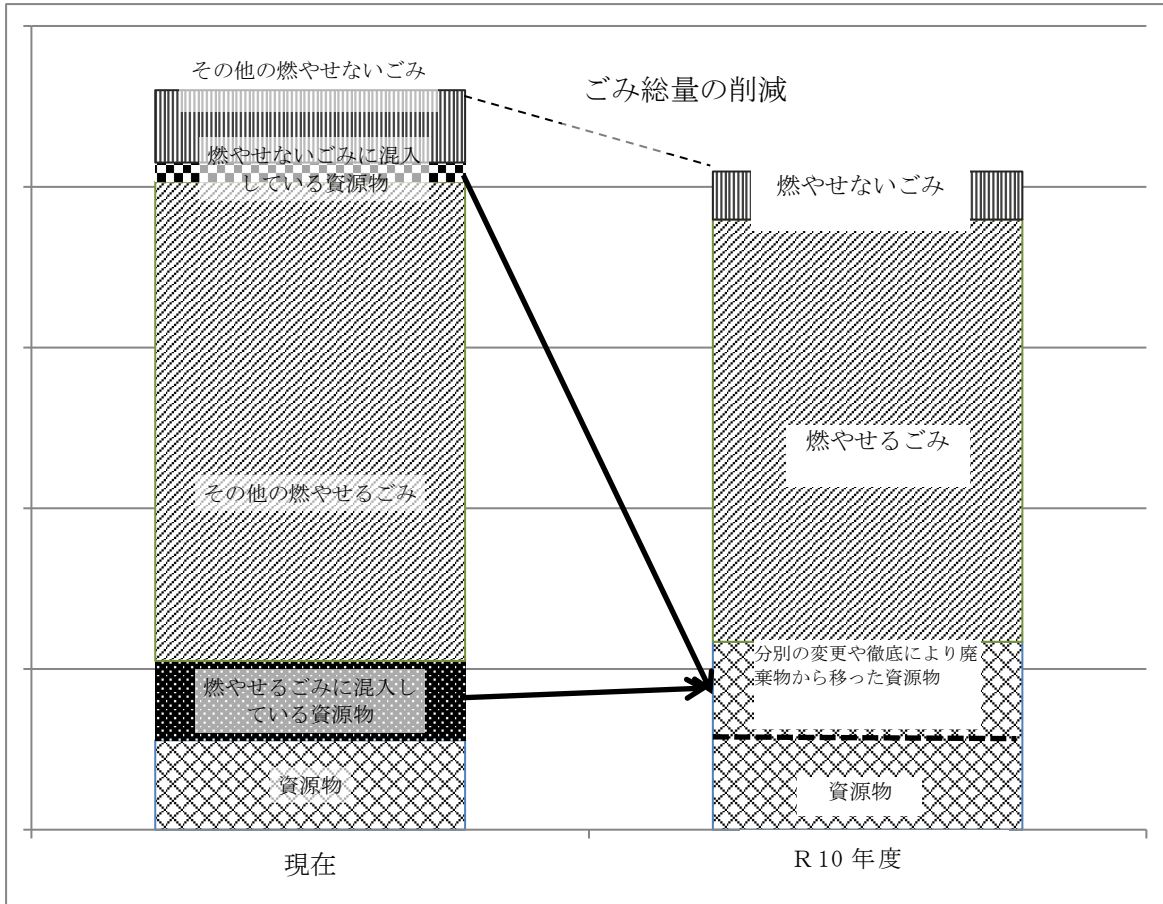
この基本計画の確実な推進を図るため、表3.4に示す進捗管理指標及び達成水準を設定します。

なお、後期における重点取組としては、家庭系廃棄物については、3Rの推進に向けた啓発の強化を進めるとともに、事業系廃棄物については、【リデュース】（発生抑制）の推進に向けて事業者への指導と、手数料の見直しに取り組むこととします。

表 3.4 進捗管理指標及び達成水準

管理指標	考え方	算出方法・項目	令和4年度 現状値	令和10年度 達成水準
① 啓発説明会の開催数	市等による啓発活動による分別知識の浸透	市及び環境美化地区推進員が実施する啓発説明会の開催数	21回	55回
② 市民1人1日あたりの家庭系廃棄物（ごみ）排出量	家庭系ごみのリデュースの推進状況	家庭系燃やせるごみ及び燃やせないごみの量 ÷人口÷年度日数	523グラム	480グラム
③ 市民1人1日あたりの食品ロスの排出量	減量意識の把握	家庭系燃やせるごみ量 ×食品ロス混入率÷人口÷年度日数	34.1グラム	30グラム
④ 家庭系排出物調査における資源物の混入率	分別状況の把握	燃やせるごみへの資源物混入率	26.6%	19%
		燃やせないごみへの資源物混入率	27.0%	22%
⑤ 資源物回収拠点の数	マテリアルリサイクル推進状況	自主回収の場地点数	82カ所	100カ所
		資源物回収協力店数		
		市有施設回収拠点数		
⑥ 資源物の総量	マテリアルリサイクルの状況	資源物総量＝資源物量＋処理過程における資源化物量＋集団資源回収量	9,561トン	13,500トン
⑦ 総排出量に占める資源物の割合	マテリアルリサイクルの状況	(資源物量＋集団資源回収量＋処理過程における資源化物量) / 総排出量	11.6%	18%
⑧ ふくい [㊦] エコ事業所登録数	啓発活動による意識の変化の把握	ふくい [㊦] エコ事業所登録数	62事業所	100事業所
⑨ 事業系廃棄物（ごみ）排出量	事業系ごみのリデュースの推進状況	事業系燃やせるごみ及び燃やせないごみの量 ÷人口÷年度日数	271グラム	245グラム
⑩ 最終処分量	リデュース等取組状況の把握	各施設最終処分量の合計	7,397トン	6,790トン

図 3.1 分別排出の徹底による燃やせるごみ、燃やせないごみの減量イメージ



出典：ハイムーン工房のホームページより

第6節 取組の方向性

第2章第7節第2項における課題を解決し、前節第1項で示した目標値の達成を図るため、次の7つの方向性による取組を推進します。

①市民が3Rに取り組むための意識啓発及び排出知識の周知並びに排出抑制に向けた手数料の見直しの検討

市民が自ら、発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】に取り組めるよう、適切な分別排出やリユース（リサイクル）の具体的な手法、食品の3キリ（「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」）などについて積極的な情報発信や、わかりやすい広報・啓発を図ります。

また、環境美化地区推進員と連携し、ごみ減量の意識啓発を図ります。

さらに、超高齢社会に対応したごみ収集体制や、家庭系一般廃棄物（ごみ）の手数料のあり方について検討します。

②資源物を分別排出できる機会の提供

市民が分別した資源物を収集曜日に関係なく排出できるよう、資源物回収拠点（わけるば、店頭回収）の拡大や、事業者による市民への資源物排出の啓発取組に協力します。

また、より利便性の高い分別収集について検討を行います。

③事業者等が排出抑制に取り組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくりの検討

廃棄物を多量に排出する事業所が計画的に排出抑制に取り組めるよう、排出計画書作成の支援を行うとともに、先駆的にごみの減量化に取り組む事業所の登録を促進し、実際に行っている取り組みの周知を図ることで、取組の水平展開を図ります。

また、ごみ処理手数料の見直しについての検討を再開します。

④許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

事業所が、紙類等の資源物の排出抑制に取り組めるよう、収集運搬許可事業者と連携した排出指導を行います。

また、産業廃棄物の搬入防止に取り組みます。

⑤市民団体や民間事業者等が取り組む資源化の支援

廃棄物を新たな資源として活用に取り組む市民団体や事業者を支援します。

⑥分別品目及び区分と広域処理体制の検討

新ごみ処理施設整備基本構想では、引き続き福井坂井地区広域市町村圏事務組合での広域処理を継続することとしていますが、安全に配慮した分別品

目及び区分と、市民サービスの維持を踏まえた今後の広域処理体制のあり方について、関係団体との協議を含め検討を行います。

⑦ 現有施設の維持管理及び最終処分場の検討

ごみ処理を安全かつ安定して行うため、現有施設の適切な維持管理や収集運搬体制の検討を行います。また、新ごみ処理施設稼働後に現有施設工場棟跡地の活用方法の検討を行うとともに、安全かつ安定した最終処分について、本市域内での最終処分も含め、引き続き検討します。

⑧ 新ごみ処理施設の整備及び運用開始

新ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを着実に進めます。また、新ごみ処理施設での廃棄物受入れとともに、当施設が持つ環境学習機能や防災機能の活用を図ります。



出典：ハイムーン工房のホームページより

第7節 具体的な取組

前節で示した取組の方向性に従い、次の取組を行っていきます。


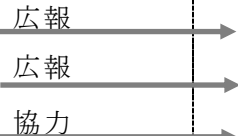

① 市民が3Rに取り組むための意識啓発及び排出知識の周知並びに排出抑制に向けた手数料の見直しの検討

施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報 <ul style="list-style-type: none"> 市職員、NPO等による学習会の開催 施設学習会の開催 環境美化地区推進員との連携による分別排出等の啓発 ごみの出し方・分け方便利帳の更新・配布（R8～） 広報ふくい等による廃棄物の現状や3Rの取組事例等の提供 廃棄物減量等推進会議の開催 	継続実施 継続実施 継続実施 更新・配布 継続実施 継続実施	
市民・事業者への啓発・働きかけの実施 <ul style="list-style-type: none"> 市民が簡単にできる減量行動の周知（食品の3キリ（「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」）、フードドライブ、草の土きり、木・枝等の乾燥後排出、買い物袋持参、簡易包装商品の選択、壊れたものの部品交換や修理による再活用など） 容器包装簡素化、レジ袋無料配布の中止等の小売店事業者への働きかけ 部品交換や修理体制の整備等の事業者への働きかけ リユース（リサイクル）方法の周知 市民、事業所が取り組んでいるエコ活動の広報 市民、事業者への適正排出の広報 生ごみ処理機の導入補助の検討 	継続実施 継続実施 実施 周知 継続実施 継続実施 検討	
家庭系廃棄物手数料の見直し <ul style="list-style-type: none"> 指定（ごみ）袋有料化の検討の再開 持込手数料及び粗大廃棄物の手数料原価算定と金額改定 	調査・検討 調査・検討	

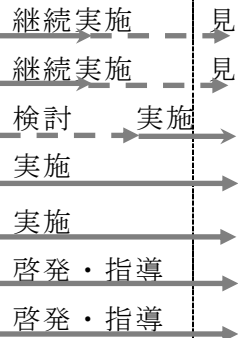


※ 実線（————→）は、実施期間。

破線（- - ->）は、実施について検討するものや、検討した項目について改めて取組を行う期間。

② 資源物を分別排出できる機会の提供

施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
新たな資源物回収拠点の検討 <ul style="list-style-type: none"> 新たな回収拠点（わかるば、店頭回収）及び回収対象物の拡大 市有施設回収拠点の設置の検討・実施 	検討 設置 	
古紙類の分別排出の推進 <ul style="list-style-type: none"> 集団資源回収実施の広報 店頭回収（古紙業者や小売店等が実施）の場の広報 事業者が行う取組に対する協力 	広報 広報 協力 	
新たな分別区分の導入等の検討 <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源、生ごみ、枝・葉・草、紙おむつ、食用油、衣類 	検討 実施 	

③ 事業者等が排出抑制に取り組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくりの検討

施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
事業所の3R意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業所3R推進計画制度の推進 ふくい優エコ事業所認定制度の推進 ふくい優エコ事業所への優遇措置の検討 事業所の3Rに取り組む先進事例の広報 資源化を行っている処理事業者の広報（周知） 家庭系ごみ袋での搬出防止啓発の実施 産業廃棄物混入防止啓発の実施 	継続実施 継続実施 検討 実施 実施 実施 啓発・指導 啓発・指導 	見直し 見直し 
事業系廃棄物手数料の見直し <ul style="list-style-type: none"> 事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し 	検討 改訂 	

④ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
事業所排出情報の市への提供 <ul style="list-style-type: none"> 許可事業者から市への（多量）排出事業者の廃棄物排出状況の報告 	報告	
許可事業者との連携による排出事業所指導 <ul style="list-style-type: none"> 搬入物の監視強化 クリーンセンター古紙類搬入の制限 	実施 実施	
産業廃棄物の搬入防止に向けた啓発及び指導 <ul style="list-style-type: none"> 事業者向け説明会の実施 関係機関との連携による産業廃棄物混入防止の促進 	検討 検討	実施 実施
事業系廃棄物手数料の見直し（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し 	検討	改訂

⑤ 市民団体や民間事業者等が取り組む資源化の支援

施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
新たな資源化に取り組む市民団体の支援 <ul style="list-style-type: none"> 古紙等集団資源回収の実施 	継続実施	
事業者による資源物店頭回収・自主回収の場の設置促進 <ul style="list-style-type: none"> 自主回収の場の現状把握 新たな自主回収の場の設置促進、働きかけ 	調査 働きかけ	

⑥ 分別品目及び区分と広域処理体制の検討

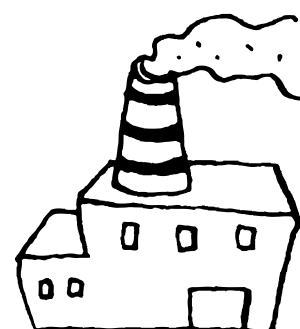
施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
広域処理体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> 広域処理体制に係る本市の考え方の整理 広域処理体制の変更に係るサービス維持の検討 広域処理施設の整備又は更新の検討への参画 自区域内不燃性廃棄物処理の検討 	整理 検討 参画 検討	実施 実施
現行分別区分、内容の整理 <ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみ その他の資源物 火災リスク品の混入対策の検討 	検討 検討 検討	実施 実施 実施

⑦ 現有施設の維持管理及び最終処分場の検討

施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
現有施設の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 現焼却施設の維持管理 新ごみ処理施設稼働後の現焼却施設工場棟跡地の活用の検討 収集運搬体制の検討 	維持管理 検討	活用
最終処分場設置の検討 <ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の設置の検討 	検討	

⑧ 新ごみ処理施設の整備及び運用開始（R8～）

施策・実施項目	後期 (R6～R10)	次期 (R11～R15)
新ごみ処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 新ごみ処理施設の整備 	整備	
新ごみ処理施設の運営・維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 新ごみ処理施設の運営、維持管理 (焼却施設の運営・維持管理、避難拠点施設の運営) 		運営
新ごみ処理施設稼働に伴う広報・周知 <ul style="list-style-type: none"> 新ごみ処理施設稼働にかかる広報、周知 	広報・周知	



第 8 節 今後の処理体制

第 1 項 収集・運搬及びその他の回収

①家庭系廃棄物等

平成 29 年 3 月に策定した新ごみ処理施設整備基本構想では、鯖江広域衛生施設組合から撤退し、燃やせるごみの処理については、福井市全域を処理対象とした新ごみ処理施設において処理すること、燃やせないごみの処理については、福井坂井地区広域市町村圏事務組合での処理を継続することが決定しました。

また、現在、福井・美山区域と越廼・清水区域では廃プラスチック類の取扱いが異なっていることから、これを本市全域で統一し、現在分別収集しているプラスチック製容器包装やペットボトル等のリサイクル可能なプラスチック類は引き続き再生利用を進めるとともに、上記以外の汚れたプラスチック類については、燃やせるごみとして、新ごみ処理施設において処理することを決定しました。

そのため、家庭系廃棄物等の収集・運搬体制については、当面、現状の直営、委託体制を維持しますが、上記のごみ処理体制の変更にあわせた分別区分、収集回数、収集区域等について、今後検討を行います（表 3.5 参照）。

表 3.5 家庭系資源物及び廃棄物の収集体制^{※15}

分別区分		収集回数		収集運搬の形態
		福井・美山	越廼・清水	
資源物	プラスチック製容器包装	週 1 回		委託
	缶	月 2 回		直営及び委託
	びん	月 1 回		委託
	ペットボトル	月 1 回		委託
	ダンボール・紙製容器、紙パック	月 1 回		委託
	乾電池	月 1 回		委託
	スプレー缶	月 2 回		委託
	蛍光灯	年 6 回	月 1 回	委託
廃棄物	燃やせるごみ	週 2 回		直営及び委託
	燃やせないごみ	月 2 回		委託
	粗大ごみ（可燃・不燃）	—		直営及び許可

※15 地域、季節により一部例外あり。

②事業系廃棄物

事業系廃棄物の収集・運搬体制については、廃棄物量の大幅な増加が見込まれないことから、現在の許可事業者数による体制とします。しかしながら、今後、事業所における減量化の取組により排出量が減少傾向となったときには、改めて必要車両数について検討を行います。

また、小規模排出事業者の不適切な排出が見受けられることから、排出指導の強化に取り組みます。

第2項 中間処理

①資源物

資源物（プラスチック製容器包装、缶、ペットボトル、ダンボール・紙製容器及び紙パック）の中間処理については、委託（民間施設）による処理体制を維持します。なお、今後新たに資源物としての分別を追加する場合は、原則として、委託（民間）を主体とする処理体制の構築に取り組みます（表 3.6 参照）。

表 3.6 資源物中間処理体制

区域	処理施設	処理対象物
福井市全域	民間施設	プラスチック製容器包装、缶、びん、ペットボトル、ダンボール・紙製容器、紙パック

②焼却処理（燃やせるごみ）

焼却処理については、現在の2施設での処理を継続します（表 3.7 参照）。ただし、新ごみ処理施設の稼働開始にあわせ、新ごみ処理施設での処理に変更します。

表 3.7 焼却処理体制

区域	処理施設	処理対象物
福井・美山	クリーンセンター	燃やせるごみ
越廼・清水	鯖江クリーンセンター	燃やせる粗大ごみ

③破碎処理（燃やせないごみ）

破碎処理については、現在の2施設での処理を継続します（表 3.8 参照）。ただし、新ごみ処理施設の稼働開始にあわせ、福井坂井地区広域市町村圏事務組合での処理に変更することを基本とします。

表 3.8 破碎処理体制

区域	処理施設	処理対象物
福井・美山	広域圏清掃センター	燃やせないごみ
越廼・清水	鯖江クリーンセンター	燃やせない粗大ごみ

④その他

ガラスくずやコンクリートくず、瓦くず等の処理困難物については、現在の民間許可施設での処理を継続するとともに、全国の市町村等で構成される公益社団法人全国都市清掃会議などと連携し、製造者や販売事業者などに独自回収の協力を求めています。

また、処理体制が確立していない、金庫、ピアノ、廃油等の廃棄物については、他市等の状況を見ながら処理体制を構築するとともに、製造者や販売事業者などに回収協力を求めています。

第3項 再商品化及び最終処分

①再商品化

資源物の再商品化については、原則として現在の処理体制を継続します（表 3.9 参照）。なお、独自処理の継続の困難が予測される場合には、変更について検討を行います。

容器包装リサイクル法対象物以外の資源物については、原則として、現状の処理体制を維持します。

表 3.9 再商品化の体制

再商品化品目		再商品化の体制
容器包装	プラスチック製容器包装	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し
	びん	
	カレット（その他）	
	カレット（白・茶） 生きびん	
缶・ペットボトル・紙製容器		
その他の資源物	ダンボール・紙パック	各一部事務組合が民間業者に委託処理
	乾電池、蛍光灯	

②最終処分

焼却灰（固化灰）および不燃物残渣の処分については、現在の施設での処分を継続します（表 3.10 参照）。ただし、現在、クリーンセンターが県外

施設に搬送している焼却灰等については、自区域内処理に向けた検討を行います。

表 3.10 最終処分体制

区域	中間処理施設	処分対象物	処分施設
福井・美山	福井市クリーンセンター	焼却残渣 不燃物残渣	県外民間処分場
	広域圏清掃センター		広域圏最終処分場
越廼・清水	鯖江クリーンセンター		夢の杜おた



出典：ハイムーン工房のホームページより

《おとましい！コラム》

一人ひとりがごみを減らすためには

現在、福井市でごみの処理（収集・焼却・破碎・リサイクル・最終処分等）に必要な費用は約24億円で、一世帯あたり年間約2万4千円の費用がかかっています。

ごみの処理費用を減らすためには、一人ひとりが少しずつごみを減らすことが最も効果があります。

家庭では、ごみを減らすため、次のようなことに取り組みましょう。

○台所から出るごみを減らしましょう。

- 料理の食材は使い切りしましょう。
⇒買い物前に、家にある食材を調べて、買い物メモを作りましょう。
メニューを工夫して、食材の無駄を減らしましょう。
- 料理は食べ切りしましょう。
⇒料理は食べ切ることが出来る量だけつくりましょう。
- 生ごみの水気を切りましょう。
⇒水切りネットを使い、さらに水気を一絞りで1回10グラム減量。
- 生ごみ処理機を上手に利用しましょう。
⇒乾燥させたり微生物の力で分解したりして量を減らしましょう。



食品や食材をそのまま捨てるとこれだけの重さがごみに！

うどん	1玉	250グラム	ソーセージ	1本	80グラム
かぶの葉	1束	300グラム	キャベツの葉	1枚	10グラム
にんじん	1本	80グラム	じゃがいもの皮		30グラム

○生活のごみを減らしましょう。

- 買い物の際はマイバッグをもち、レジ袋や紙袋は断りましょう。
⇒レジ袋1枚 10グラム、紙製手提袋大型1枚 50グラム
- マイ箸やマイカップをもち、紙皿や紙コップ等の使用を控えましょう。
⇒紙皿1枚 10グラム、割箸1膳 5グラム
紙コップ1個 5グラム
- 詰替商品を積極的に使いましょう。
⇒シャンプーボトル1本90グラム、詰替シャンプー容器1個20グラムで70グラムの減量
- 飲み物は、ペットボトルを買わず、水筒を持ち歩きましょう。
⇒ペットボトル（500ミリリットル）1本35グラム



第4章 重点取組事項

- 第1節 廃棄物処理施設
- 第2節 超高齢社会への対応
- 第3節 廃棄物処理手数料
- 第4節 プラスチック資源の循環促進

第1節 廃棄物処理施設

第1項 中間処理施設

現在、福井・美山区域の燃やせるごみを処理しているクリーンセンターは、施設の耐用を令和7年度までとしています。そのため本市では、平成29年3月に「新ごみ処理施設整備基本構想」を、平成31年2月に「新ごみ処理施設整備基本計画」をそれぞれ策定し、新ごみ処理施設の整備に取り組んでいるところです。

この基本構想及び基本計画では、現在、福井・美山区域で燃やせないごみとして処理をしている汚れた廃プラスチックについて、令和8年度以降、燃やせるごみとして焼却処理することとしました。また、本市の全ての燃やせるごみの処理は、新規に整備する「新ごみ処理施設」において行うこととしました。

なお、ごみ処理は一日も欠かすことができないことから、燃やせるごみの適正処理を維持するため、「新ごみ処理施設」の整備完了までの間は、現クリーンセンターの維持管理を十分に行います。

ところで、福井・美山区域の燃やせないごみは広域圏清掃センターで処理していますが、広域圏清掃センターは平成7年10月の稼働開始から28年が経過しており、福井坂井地区広域市町村圏事務組合は現施設を再延命化する方針で検討を進めています。このため、本市としては、今後も広域圏清掃センターへの燃やせないごみの搬入を継続する予定です。

第2項 最終処分施設

クリーンセンターの残渣等の最終処分については、現在、県外民間処分場で適切に処理を行っています。また、広域圏最終処分場については、当面これまでどおり埋立てを行うことが出来る見込みです。

平成29年3月に策定した新ごみ処理施設整備基本構想では、最終処分場のあり方について、不測の事態への備えを確実にするとともに、一般廃棄物は自区域内処理が原則であることを踏まえて、今後も最終処分の体制のあり方について、検討を進めて行くこととしています。

最終処分場設置における一般的な仕様及びスケジュールは、次のとおりです。

- ① 一般的な仕様
 - (ア) 埋立て容量 15～20年分の容量
 - (イ) 処理方式 管理型最終処分場
 - (ウ) 施設運営方法 PFI方式又は直営
- ② 一般的なスケジュール
 - (ア) 候補地区計画地の選定
 - (イ) 施設の計画・設計
 - (ウ) 環境影響調査の実施
 - (エ) 用地取得
 - (オ) 施設建設
 - (カ) 受入れ（埋立て）

なお、計画地の選定から受入れまでのスケジュールは表4.1のとおりです。

表 4.1 計画地の選定から受入れまでのスケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
計画地の選定	■	■					
施設の計画・設計		■	■	■			
環境影響調査			■	■			
用地取得				■			
施設建設					■	■	
受入れ							■

第2節 超高齢社会への対応

第1項 超高齢社会における廃棄物行政の本市の現状と課題

本市の高齢化率は、令和4年10月1日現在29.6%となっています（図4.2参照）。また、第2期福井市人口ビジョン・総合戦略の試算によると、令和10年の高齢化率は30%を超え、その後も上昇していくことが見込まれます。

ところで、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターでは、このような超高齢社会における廃棄物処理についての研究を進めてきており、平成29年には「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」を作成しました。

このガイドブックでは、超高齢社会における廃棄物分野への影響として、在宅医療廃棄物、介護用おむつの処理、遺品整理、ごみ屋敷への対応、ごみ出しに困難を抱える高齢者への支援といった課題を挙げています（図4.3参照）。

また、環境省では、平成30年度から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた検討を行っており、令和3年3月に「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」を取りまとめました。

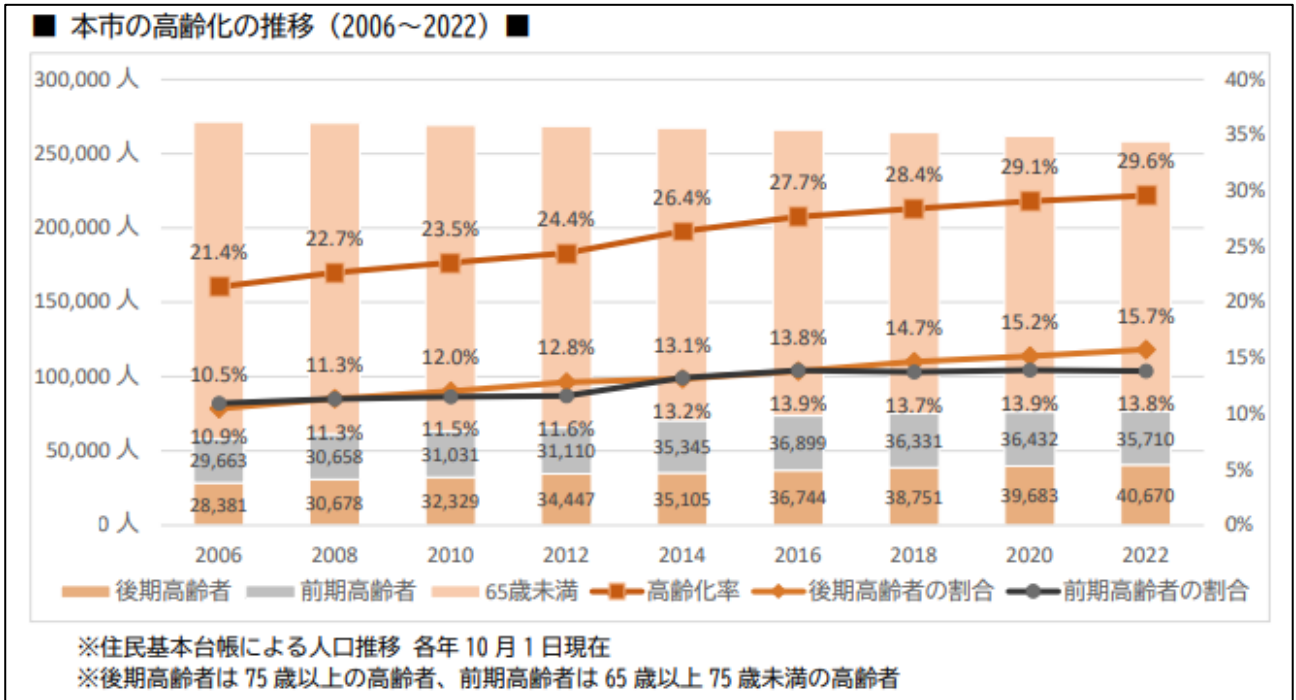
この手引きは、高齢化社会や核家族化の進展に伴い高齢者のみの世帯が増加している状況を踏まえ、今後ごみ出し支援を行うとする地方公共団体において、どのようなことに留意して制度設計を行い、持続的に運用していくべきかを検討する際の参考や課題の改善や事業の見直しにつながる内容となっています。

本市においても、超高齢社会における廃棄物処理については、避けることのできない課題であると認識しており、今後、課題の解決に向けた取組が必要です。

第2項 今後の方向性

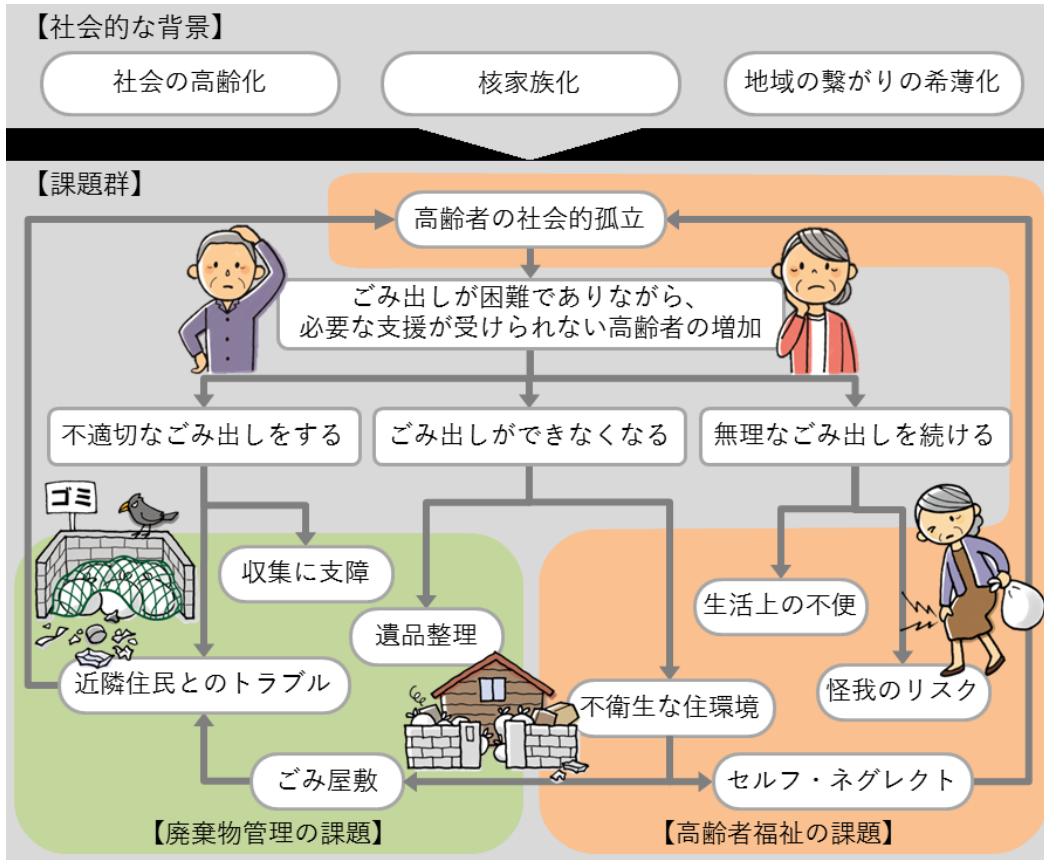
環境省等において作成された手引きやガイドブックの内容を参考に、本市としての超高齢社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた取組について、関係部局とも連携しながら進めていきます。

図 4.2 本市の高齢化の推移（2006～2022）



出典：福井市第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・第3期高齢者居住安定確保計画くすまいるオアシスプラン2024>

図 4.3 高齢者のごみ出しを巡る課題



出典：国立環境研究所(2017)：高齢者ごみ出し支援ガイドブック

第3節 廃棄物処理手数料

第1項 廃棄物処理手数料に係る本市の現状と課題

本市の廃棄物処理手数料については、平成8年度の条例改正に伴って実施した手数料の改定以降、消費税率の引き上げに伴う改定を除き見直しを行っていないため、全国的に見ても低廉な料金となっています（表4.4参照）。

一方、本市では、廃棄物の処理に対して多額の経費をかけているものの、そのほとんどは税金でまかなわれています。水道や下水道であれば、使用量に応じた料金が発生するため、使用量を節約するといった経済的な動機を持つことができますが、ごみの排出の際には、ごみの発生量に応じた料金が低く、ごみの発生を抑制させようとする経済的動機が生まれにくい状況となっています。

令和5年7月現在、全国815市区(792市及び東京23区)のうち、485市区(59.5%)では、ごみの減量化を目的として家庭ごみの有料化を実施しています。

本市でも、ごみのさらなる減量化を図ることを目的として、事業系一般廃棄物処理手数料の改定を実施するとともに、家庭系一般廃棄物の有料化等を検討します。

第2項 今後の方向性

有料化を実施している類似都市の取組状況について調査を行います。その際、有料化の対象区分や処理手数料の負担水準、有料化に向けたスケジュール、有料化に伴う新たな施策などについても調査を行います。

これらの調査結果を基に、市民1人1日あたり排出量の推移や社会情勢も考慮したうえで、廃棄物手数料の改定内容について検討を行います。

表 4.4 県内中間処理施設（可燃系）持込み手数料（条例抜粋）（再掲）

	家庭系	事業系	備考
福井市	22 円/10kg [※]	44 円/10kg	※50kg 以下は無料
福井坂井地区	55 円/10kg	110 円/10kg	あわら市、坂井市、永平寺町
大野・勝山地区	42 円/10kg [※]	84 円/10kg	大野市、勝山市※20 kg 未満は無料
鯖江広域	58 円/10kg（税抜）		鯖江市、越前町
南越清掃	60 円/10kg		越前市、池田町、南越前町
敦賀市	100 円/50kg(～350kg) 200 円/50kg(350kg～)	200 円/50kg	埋立ごみ以外
若狭広域	20 円/10kg [※]	100 円/10kg	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町 ※広域施設移行の影響を踏まえ経過措置期間中
美浜町	100 円/50kg		
金沢市	220 円/20kg		20kg まで。以降 110 円/10kg 毎
富山市	燃やせるごみ 180 円/10kg(広域圏) 燃やせないごみ 110 円/10kg		事業系の燃やせないごみは受入不可

【令和 6 年 2 月現在】



出典：ハイムーン工房のホームページより

第4節 プラスチック資源の循環促進

第1項 本市の現状と課題

本市のプラスチックごみについては、プラスチック製容器包装と、その他プラスチック製品等を地域によって燃やせないごみ又は燃やせるごみとして収集しています。このうちプラスチック製容器包装は、資源物として新たなプラスチック製品を作る原材料としてリサイクルされています。ごみの減量化を進める点から、プラスチックごみの一層のリサイクルは有効な手段です。

国は、マイクロプラスチックなどの海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略では、基本原則に「3R+Renewable」を掲げ、ワンウェイ（使い捨て）の容器包装・製品のリデュースや持続可能なプラスチックのリサイクル等を進めていくものとしています。

さらに令和4年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。この法律は、多様な製品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じようとするものです。

今後、家庭から出されたプラスチック製容器包装と、これまで廃棄されていたプラスチック製品を一括回収して再商品化を行っていくこととしています。

第2項 今後の方向性

プラスチックのリサイクルを促進するため、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品もプラスチック資源として一括で回収する「プラスチック一括回収」の導入を検討します。

ごみの減量化と資源化の取組を支え、さらに発展させようと戦う5人の勇者

リサイクル戦隊ワケルンジャー



レッド



ブルー



イエロー



グリーン



ピンク

第5章 食品ロスの削減

第1節 食品ロスの現状

第2節 食品ロス削減計画

第1節 食品ロスの現状

第1項 食品ロスとは

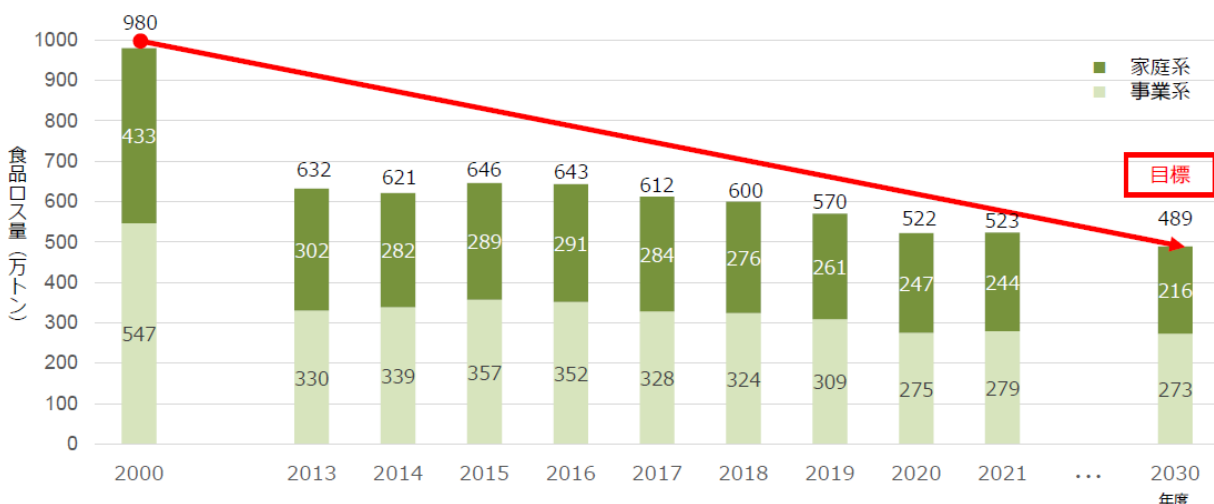
「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、廃棄されているものです。食品の廃棄の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階において日常的に大量に発生しています。国が発表している令和3年度の食品ロスの推計値は、図5.1のとおりで、国内での食品ロスの発生量は約523万トンと見られており、このうち244万トンが家庭から、残りの279万トンが食品関連事業者から排出されています。また国民1人あたりに換算すると毎日約115グラム（お茶碗1杯分のご飯と同程度）の食べ物を廃棄していることとなります。

第2項 国、県の動向

国は令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、食品ロスの削減は「国民運動」と位置づけられました。また、国は令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を定め、食品ロスの現状を踏まえ、国民一人一人がこの問題を我が事ととらえ、理解するだけにとどまらず行動を起こすことが必要であるとしています。食品ロスの削減の推進に関する重要事項として、地方公共団体が食品ロス削減推進計画を策定して、地域の特性を踏まえた取組を推進していくこと、関連する施策と連携すること、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させるという目標の達成を目指すことなどが挙げられています。

一方、県は令和3年3月に「福井県廃棄物処理計画」を改訂し、食品ロス削減推進計画を盛り込みました。食品ロス量を令和元年度の31,000tから令和7年度に28,000tまで減らすことを目標値として挙げています。

図5.1 国内の食品ロスの発生量の推移



農林水産省及び環境省推計

第3項 本市の現状

本市が令和4年度に実施したごみ組成調査は、図5.3のとおりで、家庭系可燃ごみに占める食品ロスを含む食品廃棄物の割合は37.5%で、食品ロスは7.9%でした。食品ロスでは食べ残しの割合が最も高く4.2%、次いで賞味期限切れ1.4%、消費期限切れ0.9%となっていました。

なお、令和4年度の家庭から出た可燃ごみ量は約40,709トンであり、組成調査結果をもとに推計すると、食べ残しが約1,710トン、賞味期限切れが約570トン排出されたと推計されます。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ残しが多く含まれていることから、食品ロスを削減することが生ごみ量を減らすことにつながり、ごみ量の減少に大きく貢献します。食品ロスを削減するための具体的な取組の普及啓発を行うことが重要です。

直接廃棄の例



食べ残しの例



図5.2 R3年度家庭系廃棄物排出物調査（燃やせるごみ）

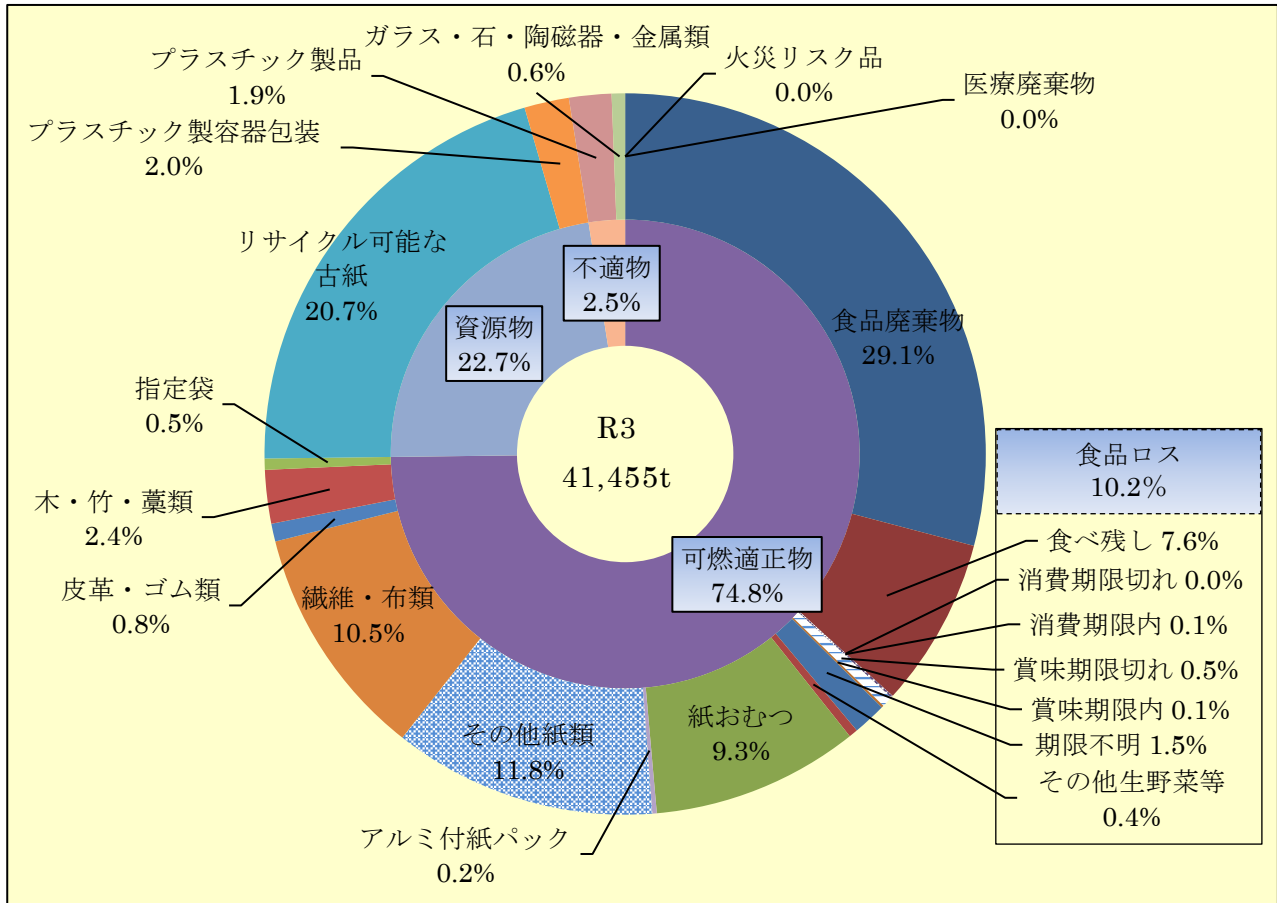
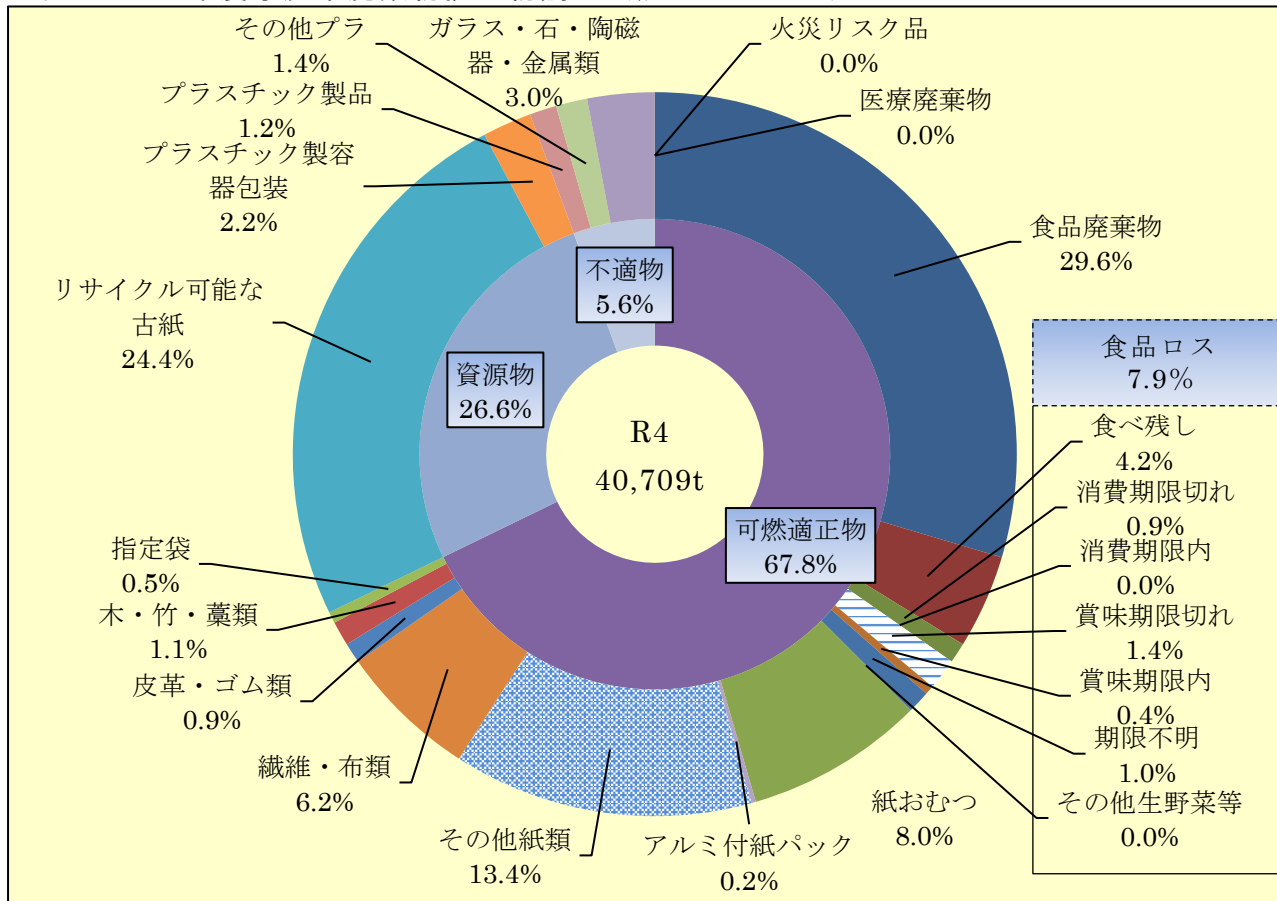


図5.3 R4年度家庭系廃棄物排出物調査（燃やせるごみ）



第4項 発生要因・課題

①家庭から発生する食品ロス

農林水産省および環境省による推計によると、国内における家庭から発生する食品ロスの量は年間244万トン（令和3年度時点）であり、農林水産省の「食育に関する意識調査報告書」（令和3年3月）によると、主な発生要因として「期限切れ」、「食べ残し」、「調理時の過剰除去」等が挙げられています。

買い物の際には、冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限の把握をすることや必要な食材だけを買う、調理の際には、残さず食べられる量を作るといった行動が必要です。

②事業者から発生する食品ロス

事業者から発生する食品ロスの量は年間279万トン（令和3年度時点）であり、食材等の過大な発注による廃棄や、規格外商品の廃棄、外食産業による食べ残し等が主な発生要因とされています。食品ロスの発生を抑制するためには、需要予測に基づいた適正受注、規格外商品の有効活用等、食品ロスや期限表記に対する消費者の適切な理解促進が必要となります。

家庭でできること

消費期限と賞味期限の違いを知る

消費期限

過ぎたら食べないほうが良い期限
(例)

- ・ 弁当、おにぎり、調理パン
- ・ 惣菜
- ・ 生菓子
- ・ 生麺
- ・ 食肉



定められた方法により保存した場合、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。

日持ちが、おおむね5日以内の物

賞味期限

おいしく食べることができる期限
(例)

- ・ スナック菓子
- ・ 即席麺類
- ・ 缶詰



定められた方法により保存した場合に、期待された全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。

過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではなく、消費者が判断する。

第2節 食品ロス削減計画

第1項 方向性

家庭等から排出される燃やせるごみの3割近くを占める食品廃棄物及び本来食べられたのに捨てられている食品ロス（手つかず食品、食べ残し）の削減を本市において推進する具体的な方策を示し、食品廃棄物削減を徹底的に進めることで、ごみの発生抑制を図ります。

第2項 基本理念及び目標の設定

福井市おいしいふくい食べきりアクションプラン（平成31年4月改定）を本計画に盛り込みます。目標は基本計画における基本目標「市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」の削減率に基づき設定します。

表 5.1 市民1人1日あたりの食品廃棄物・食品ロスの排出量

	令和4年度	令和10年度
食品廃棄物	162.0 g	148 g
うち食品ロス	34.2 g	30 g

第3項 各主体の役割

① 市民の役割

食品ロスの現状とその影響について理解を深め、消費行動のあらゆる場面において、「食べきり」・「使いきり」を徹底するとともに過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の優先購入などに努めるなど、食品ロス等の削減につながる行動の実践に取り組む必要があります。

また、食品ロスの削減に取り組む事業者や店舗を積極的に利用するなど、持続可能な生産や販売活動等を行う事業者の取組を支援することが望まれます。

② 事業者の役割

事業活動を通じた食品ロス削減の取組の必要性について理解を深めることが必要です。また、食品の生産から処分までのサイクル全体での食品ロス削減の徹底に努めるとともに、消費者へ自らの取組を周知広報することが必要です。

更に、国や地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策への協力に努めることが求められます。

③ 行政の役割

市民・事業者に対する意識啓発等による食品ロス削減の機運醸成や、各種施策を積極的に推進します。

第4項 食品ロス削減に向けた取組

以下の周知、取組を推進します。

① 食品ロスの現状の周知

ア 周知事項・方法

- ・国の統計や本市が実施する組成調査の結果等などにに基づき、食品ロスの現状を写真、グラフ等を用い、目に見える形で周知

イ 周知手段

- ・広報ふくい、市ホームページ、SNSへの掲載や自治会回覧
- ・環境フェア、越前ふくいマルシェ等の各種イベント開催時に市民等に対するパネル展示による情報提供やチラシ等の配布
- ・市内のスーパーや飲食店等の事業者に対するチラシ等の配布

②食品廃棄物及び食品ロス削減のための取組

ア 家庭からの食品ロスの削減

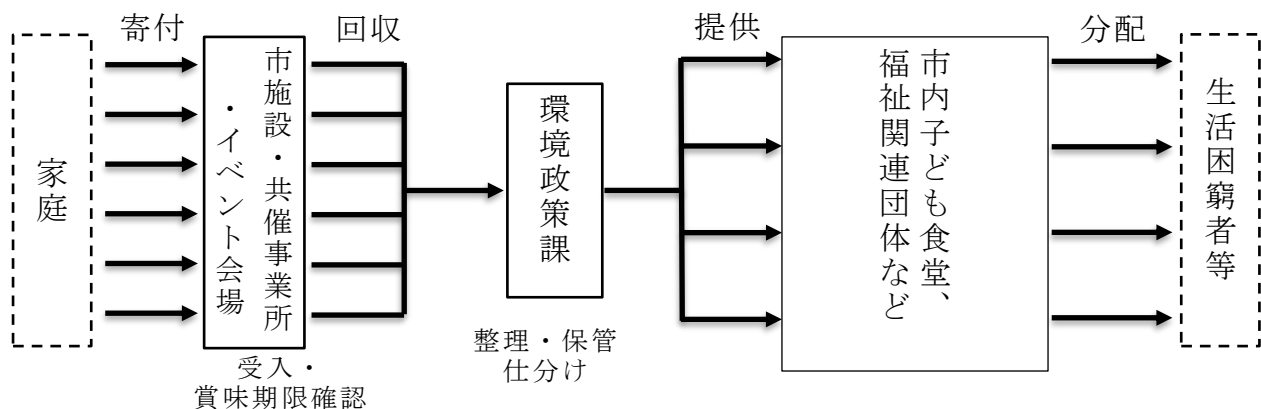
- ・ 広報ふくい、市ホームページなどを活用した「食べきり」「使いきり」の促進

市民に対して、広報ふくい、市ホームページなどを活用して、「食べられる分だけ料理する」、「食べられる部分は使いきる」などの行動の呼びかけや事例紹介を行うことで、食材の有効活用を促進します。

- ・ フードドライブ運動の推進による家庭での余剰食品の有効活用

家庭での余剰食品を有効活用するため、市民に対してフードドライブやフードバンクの理解を促進するとともに、フードドライブ受付窓口を定期的に設置し、家庭で余っている食品を有効活用します。

フードドライブにおける市施設等での受入から分配までの流れ



- ・ 出前講座やイベント等による食材の無駄削減の呼び掛け
出前講座やイベント等で冷蔵庫内の定期的な在庫管理の呼びかけや、賞味期限・消費期限に対する正しい知識の定着を図ることで、食材の無駄をなるべく出さないよう呼びかけます。
- ・ 各種イベントやキャンペーン等の活用による意識啓発
毎年10月の食品ロス削減月間に限らず、イベントやキャンペーン等の機会を捉えて随時、食品ロスの削減のパネル展示やチラシ配布、子供に向けたクイズ等を行い、意識啓発を図ります。
- ・ 読み聞かせや持続可能な社会づくりの担い手を育むための教育（ESD）による幼児・児童に対する食育
市図書館において、幼児・児童に対し、食育に関する本の読み聞かせを行います。また、ESDの視点を取り入れた食品ロスの削減に繋がる取組を検討します。

- ・ 食品ロスの発生状況調査の実施
食品ロスの発生実態について、家庭系一般廃棄物の組成調査を活用して食品ロスの発生状況の把握に努めます。また、その結果に基づいた実効性のある対策を推進します。

イ 事業所等からの食品ロスの削減

- ・ 事業所訪問や市ホームページを活用した食品ロス削減事例の提供
食品廃棄物を排出するスーパーや飲食店等を訪問し、食品ロスの現状の聞き取りを行うとともに、食品ロス削減事例を提案し、改善や取組の強化を要請します。
また、食品ロスの削減に係る事業者の取組等について、市ホームページに掲載し、周知します。
- ・ 事業者などへの啓発の実施
食品ロス削減のためのチラシを作成し、市保健所と連携して食品環境衛生協会に登録している店舗関係者へ配布を行い、啓発を行います。
- ・ おいしい食べきり運動への協力要請
「おいしい食べきり運動」全国共同キャンペーンの実施に合わせ、当該運動への協力を福井県商工会連合会、福井商工会議所に要請します。
- ・ 事業者における食べ残し削減による食品ロス削減
宴会・外食時の食べ残し削減について、利用者への少量提供や、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす3010運動の呼びかけ等をしていただくことで、食品ロス削減を推進します。
- ・ フードバンク活動との連携
事業者から包装の破損や過剰在庫等で廃棄される食品を減らすため、福井県フードバンク連絡会との連携について検討します。



福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画
（後期版）
（平成 26(2014)年度－令和 10 (2028)年度）

令和 6 年 3 月改訂
令和 6 年 4 月発行
編集・発行

福井市市民生活部環境事務所 環境政策課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号
TEL:0776-20-5609
FAX:0776-20-5754
E-mail:kansei@city.fukui.lg.jp
<http://www.city.fukui.lg.jp/>



福井市